

# 年金記録の訂正に関する事業状況 (平成27年度)

平成28年12月  
厚生労働省年金局

# 年金記録の訂正に関する事業状況(平成27年度) 目次

I 訂正請求の受付・処理状況		
1 概況		
(1) 訂正請求の受付・処理件数	1	
(2) 訂正手続きに係る受付・処理件数の推移	2	
2 受付状況		
(1) 制度別・受付時期別の受付件数	3	
(2) 地方厚生(支)局別の受付件数	3	
(3) 訂正手続きに係る受付件数の推移	4	
3 処理状況		
(1) 制度別・処理事案別の処理件数(平成27年度)	5	
(2) 訂正手続きにおける記録訂正の推移	7	
4 請求取下げ等の状況	8	
5 処理中事案の状況	9	
6 処理期間の状況		
(1) 厚生局処理事案に係る処理期間	10	
(2) 切替事案に係る処理期間	11	
(3) 機構処理事案に係る処理期間	11	
II 請求内容・処分の状況		
1 請求者等の状況		
(1) 請求者区分別・被保険者性別別	13	
(2) 被保険者年齢階層別	14	
(3) 被保険者の区分別	16	
(4) 請求者住所地別	17	
2 事案類型・請求期間の状況		
(1) 請求期間の分類(事案類型)別	18	
(2) 請求期間(時期)別	21	
(3) 請求期間(被保険者期間の月数)別	23	
3 処分別の状況		
(1) 請求期間の分類(事案類型)別	25	
(2) 請求期間(時期)別	27	
(3) 請求期間(被保険者期間の月数)別	29	
(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況	31	
4 関連資料・周辺事情の状況		
(1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況	33	
(2) 主な積極的事情・消極的事情	36	
5 日本年金機構段階の訂正状況	38	
III その他の事業状況		
1 地方年金記録訂正審議会		
(1) 部会の開催状況(平成27年度)	40	
(2) 口頭意見陳述の実施状況(平成27年度)	40	
(3) 諮問期間の状況	41	
2 審査請求	42	
3 訴訟事件	43	
IV 事務実施体制		
1 事務執行体制	44	
2 諮問機関	45	
参考資料1 訂正請求の受付・処理状況(年月別)	47	
参考資料2 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)	49	
参考資料3 関係条文	51	

# I 訂正請求の受付・処理状況

## 1 概況

### (1) 訂正請求の受付・処理件数

(件)

	平成27年度計				累計 (平成27年3月～平成28年3月)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付件数	6,407	825	61	7,293	7,368	1,060	88	8,516
処理件数	4,998	715	66	5,779	4,998	715	66	5,779
地方厚生(支)局 で処理	1,912	693	64	2,669	1,912	693	64	2,669
訂正決定	1,066	108	4	1,178	1,066	108	4	1,178
不訂正決定	843	580	60	1,483	843	580	60	1,483
請求却下	3	5	0	8	3	5	0	8
日本年金機構で 記録訂正	3,086	22	2	3,110	3,086	22	2	3,110
訂正請求の取下げ等	402	87	6	495	403	87	6	496

注1 「受付件数」は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 「地方厚生(支)局で処理」した件数は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に地方厚生(支)局が処分通知書を送付した事案の件数である。

3 「訂正決定」は、訂正請求書記載の一部の請求期間(訂正を求める期間をいう。以下同じ。)又は請求期間の一部期間について訂正決定した事案を含む。

4 「不訂正決定」の件数は、訂正請求書記載の全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した事案である。

5 「日本年金機構で記録訂正」した件数は、訂正請求書記載の全部の請求期間について、その全期間を年金事務所で訂正し、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に機構訂正通知を送付した事案の件数である。

6 「累計」の件数は、切替事案(後述)を含む。

# I 訂正請求の受付・処理状況

## 1 概況

### (2) 訂正手続きに係る受付・処理件数の推移

	総務大臣あての確認申立て								訂正請求
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受付件数	50,752 (5,639)	49,807 (4,151)	60,374 (5,031)	59,912 (4,993)	27,607 (2,301)	17,883 (1,490)	18,039 (1,503)	9,245 (840)	8,516 (655)
処理件数	5,335 (593)	52,236 (4,353)	55,921 (4,660)	61,718 (5,143)	45,485 (3,790)	19,258 (1,605)	16,679 (1,390)	11,990 (999)	5,779 (482)
第三者委員会で処理 地方厚生(支)局で処理	5,335 (593)	51,544 (4,295)	54,518 (4,543)	59,260 (4,938)	40,422 (3,369)	11,112 (926)	7,814 (651)	5,745 (479)	2,669 (222)
訂正が必要と判断 訂正決定	2,397 (266)	20,368 (1,697)	27,562 (2,297)	30,381 (2,532)	19,631 (1,636)	5,454 (455)	4,308 (359)	3,132 (261)	1,178 (98)
訂正が不要と判断 不訂正決定	2,938 (326)	31,176 (2,598)	26,956 (2,246)	28,879 (2,407)	20,791 (1,733)	5,658 (472)	3,506 (292)	2,613 (218)	1,483 (124)
請求却下	—	—	—	—	—	—	—	—	8
日本年金機構で記録訂正	—	692 (58)	1,403 (117)	2,458 (205)	5,063 (422)	8,146 (679)	8,865 (739)	6,245 (520)	3,110 (259)
確認申立ての取下げ等 訂正請求の取下げ等	461 (51)	4,449 (371)	5,196 (433)	7,077 (590)	3,476 (290)	1,365 (114)	1,097 (91)	1,876 (156)	496 (38)

注1 ( )内は、一月当たり件数である。

2 「総務大臣あての確認申立て」に係る件数は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。

3 平成19年度は、平成19年7月から平成20年3月までの9か月について計上している。

4 平成26年度の受付件数は、平成26年4月から平成27年2月までの11か月について計上している。なお、処理件数及び確認申立の取下げ等には、平成27年6月30日まで取り扱った件数を含む。

5 平成27年度は、切替事案(後述)を含み、受付件数及び訂正請求の取下げ等は、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。



# I 訂正請求の受付・処理状況

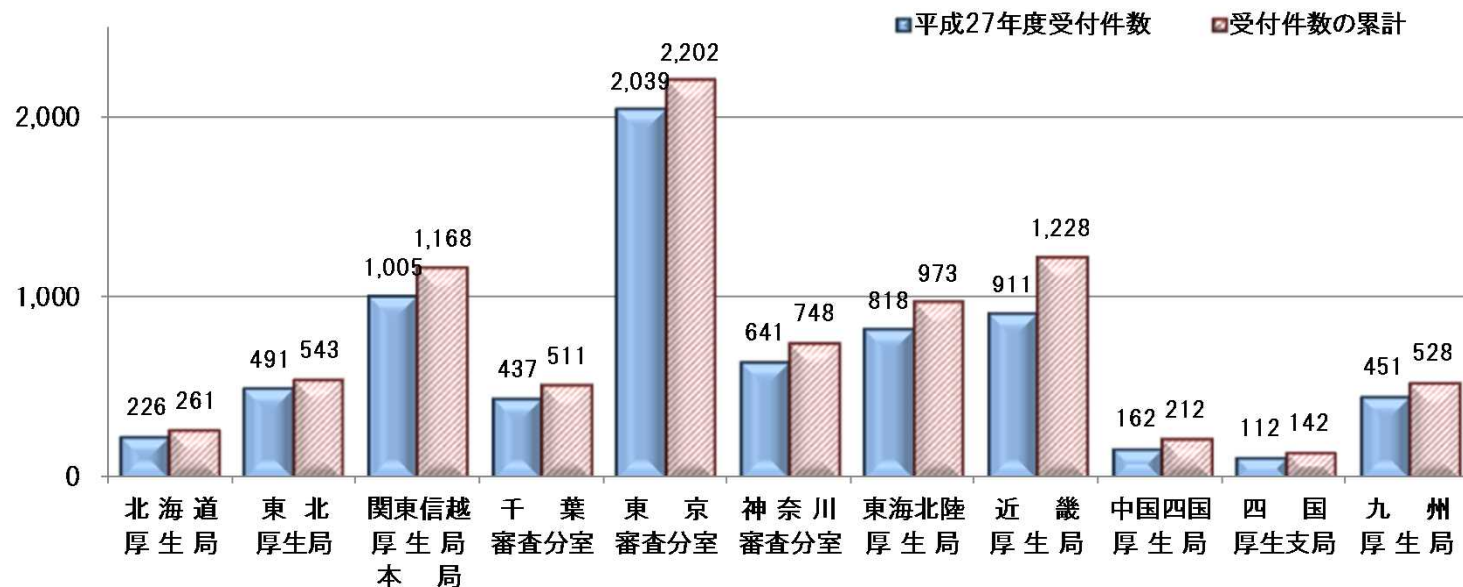
## 2 受付状況

### (1) 制度別・受付時期別の受付件数

	平成27年3月受付	平成27年度受付	切替事案	合計 (受付件数の累計)
厚生年金	391 (84.4%)	6,407 (87.9%)	570 (75.0%)	7,368 (86.5%)
（個別請求）	200 (43.2%)	3,220 (44.2%)	482 (63.4%)	3,902 (45.8%)
（一括請求）	191 (41.3%)	3,187 (43.7%)	88 (11.6%)	3,466 (40.7%)
国民年金	66 (14.3%)	825 (11.3%)	169 (22.2%)	1,060 (12.4%)
脱退手当金	6 (1.3%)	61 (0.8%)	21 (2.8%)	88 (1.0%)
合計	463 (100.0%)	7,293 (100.0%)	760 (100.0%)	8,516 (100.0%)

- 切替事案  
平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案
- 厚生年金(個別請求)  
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- 厚生年金(一括請求)  
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求

### (2) 地方厚生(支)局別の受付件数



注 当該厚生(支)局管内の年金事務所が受け付けた訂正請求(切替事案については、総務大臣あての確認申立て)の件数である。

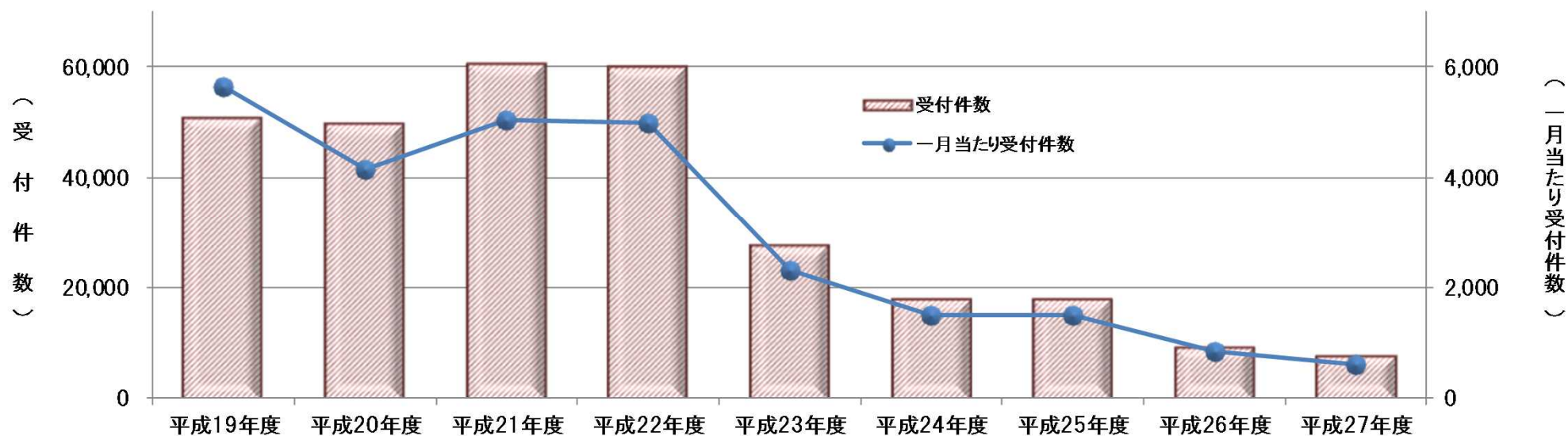
# I 訂正請求の受付・処理状況

## 2 受付状況

### (3) 訂正手続きに係る受付件数の推移

	総務大臣あての確認申立て								訂正請求
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受付件数	50,752	49,807	60,374	59,912	27,607	17,883	18,039	9,245	7,756
一月当たり 受付件数	5,639	4,151	5,031	4,993	2,301	1,490	1,503	840	597
対前年度 伸び率	—	-26.4%	21.2%	-0.8%	-53.9%	-35.2%	0.9%	-44.1%	-28.9%

注 平成27年度は、切替事案を除く。



# I 訂正請求の受付・処理状況

## 3 処理状況

### (1) 制度別・処理事案別の処理件数(平成27年度)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計			
厚生局処理事案	1,688	224	1,912	693	64	2,669
訂正決定	852	214	1,066	108	4	1,178
(全期間訂正)	680	211	891	71	4	966
(一部期間訂正)	172	3	175	37	0	212
不訂正決定	833	10	843	580	60	1,483
請求却下	3	0	3	5	0	8
機構処理事案	739	2,347	3,086	22	2	3,110
処理事案合計	2,427	2,571	4,998	715	66	5,779

[参考]			
機構処理事案 (一部期間訂正)	72	34	106

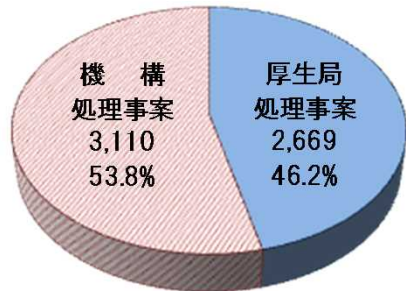
- 厚生局処理事案 地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案
- 訂正決定(全期間訂正) 全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること
- 訂正決定(一部期間訂正) 一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること
- 不訂正決定 全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること
- 機構処理事案 訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案(全部の請求期間について、その全期間を年金事務所記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)
- 機構処理事案(一部期間訂正) 一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

# I 訂正請求の受付・処理状況

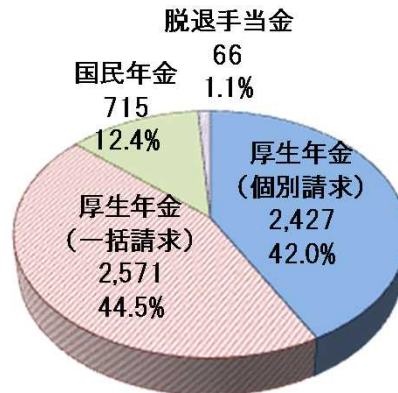
## 3 処理状況

### (1) 制度別・処理事案別の処理件数(平成27年度)

《処理事案別の件数》

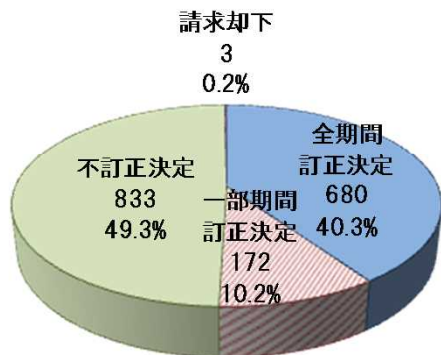


《制度別の処理事案件数》

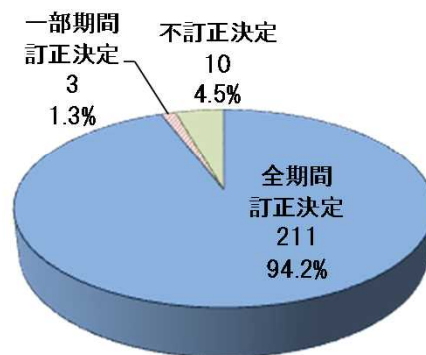


《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

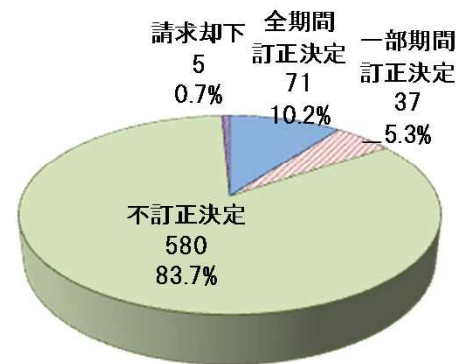
〔厚生年金(個別請求)〕



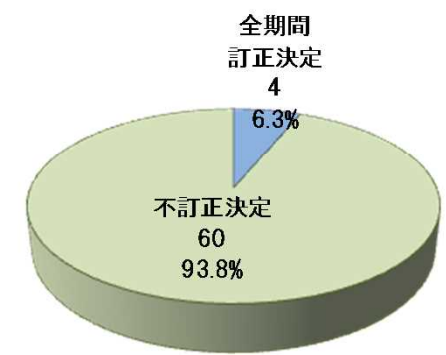
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕

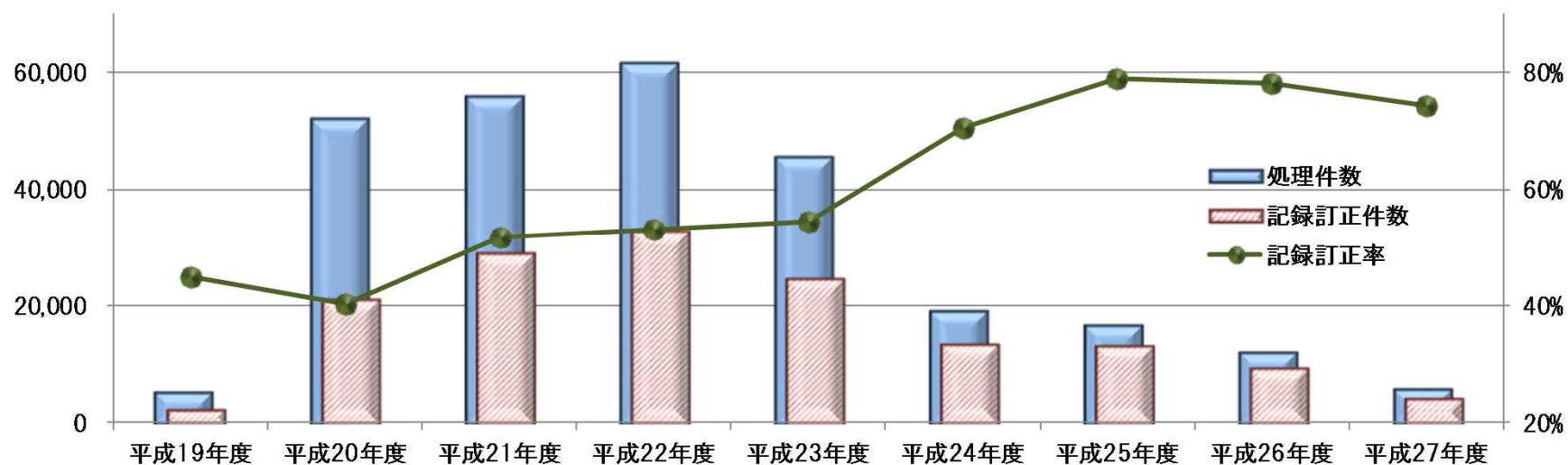


# I 訂正請求の受付・処理状況

## 3 処理状況

### (2) 訂正手続における記録訂正の推移

	総務大臣あての確認申立て								訂正請求
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
処理件数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	5,779
記録訂正件数	2,397	21,060	28,965	32,839	24,694	13,600	13,173	9,377	4,288
訂正必要 訂正決定	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	1,178
機構訂正	—	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	3,110
記録訂正率	44.9%	40.3%	51.8%	53.2%	54.3%	70.6%	79.0%	78.2%	74.2%



- 注1 「処理件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会又は地方厚生(支)局で処理した事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。
- 2 「記録訂正件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案又は地方厚生(支)局の訂正決定事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。
- 3 「記録訂正率」は、処理件数に対する記録訂正件数の割合である。

# I 訂正請求の受付・処理状況

## 4 請求取下げ等の状況

### ○ 請求取下げ等の件数(平成27年度)

		厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
		(個別請求)	(一括請求)	計			
請求取下げ		327	71	398	87	6	491
取下げ事由	請求事由の消滅	191	42	233	51	4	288
	請求者の都合	131	27	158	36	2	196
	請求者死亡	5	2	7	0	0	7
処理終了		4	0	4	0	0	4
合計		331	71	402	87	6	495
累計 (平成27年3月～平成28年3月)		332	71	403	87	6	496

取下げ等率	8.5%	2.0%	5.5%	8.2%	6.8%	5.8%
-------	------	------	------	------	------	------

- 請求取下げ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に請求者又はその遺族から取下書が提出された事案
- 処理終了 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に請求者が死亡したことにより、訂正請求の処理を終了した事案
- 取下げ等率 受付件数の累計に対する請求取下げ等の累計件数の割合



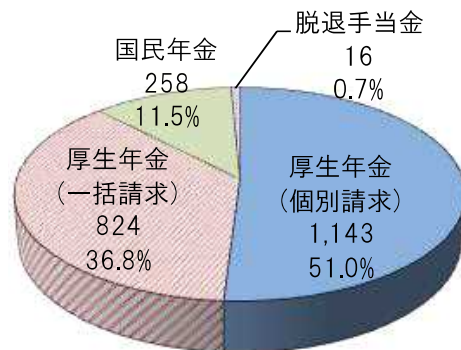
# I 訂正請求の受付・処理状況

## 5 処理中事案の状況

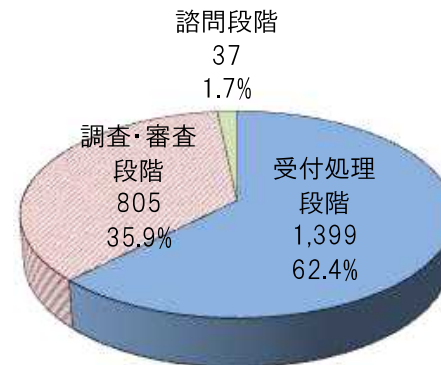
### ○ 処理中事案件数(平成27年度末現在)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計			
① 受付件数の累計	3,902	3,466	7,368	1,060	88	8,516
② 処理件数	2,427	2,571	4,998	715	66	5,779
③ 請求取下げ等の累計	332	71	403	87	6	496
処理中事案件数 (① - (② + ③))	1,143	824	1,967	258	16	2,241
日本年金機構の受付処理段階	532	785	1,317	80	2	1,399
地方厚生(支)局の調査・審査段階	593	39	632	160	13	805
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	18	0	18	18	1	37
地方厚生(支)局の決定処理段階	0	0	0	0	0	0

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



# I 訂正請求の受付・処理状況

## 6 処理期間の状況

### (1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	標準処理期間
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 訂正請求処理期間	145.9 日	157.5 日	147.1 日	147.5 日	149.6 日	147.2 日	143 日
ア 機構受付処理期間	46.0 日	66.5 日	48.1 日	41.5 日	49.6 日	46.3 日	40 日
イ 厚生局処理期間	99.9 日	91.0 日	99.0 日	106.0 日	100.0 日	100.9 日	103 日
② 機構訂正処理期間	29.8 日	28.4 日	29.6 日	25.1 日	16.3 日	29.1 日	25 日

- 注1 「① 訂正請求処理期間」は、切替事案を除き、平成27年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)  
 2 「② 機構訂正処理期間」は、切替事案を除き、平成27年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)  
 3 各処理期間の定義については後記参照。

### 【参考】

#### 総務大臣あての確認申立てに係る処理期間

	確認申立て
確認申立ての処理期間	152.0 日
年金事務所処理期間	42.0 日
第三者委員会処理期間	110.0 日

- 確認申立ての処理期間  
年金事務所処理期間は平成26年6月あっせん分、第三者委員会処理期間は平成26年3月20日時点
- 年金事務所処理期間  
年金事務所の確認申立て受付日から第三者委員会の転送受付日の前日までの期間
- 第三者委員会処理期間  
第三者委員会の転送受付日から処理が終了するまでの期間

# I 訂正請求の受付・処理状況

## 6 処理期間の状況

### (2) 切替事案に係る処理期間

	厚 生 年 金			国民年金	脱退手当金	全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計			
③ 訂正決定処理期間	213.8 日	175.8 日	207.8 日	193.1 日	214.0 日	204.7 日
ウ 確認申立処理期間	96.8 日	56.8 日	90.5 日	81.8 日	102.2 日	88.9 日
エ 訂正請求処理期間	117.0 日	119.0 日	117.3 日	111.3 日	111.9 日	115.8 日

注 処理期間は、平成27年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した切替事案を対象とした。

### (3) 機構処理事案に係る処理期間

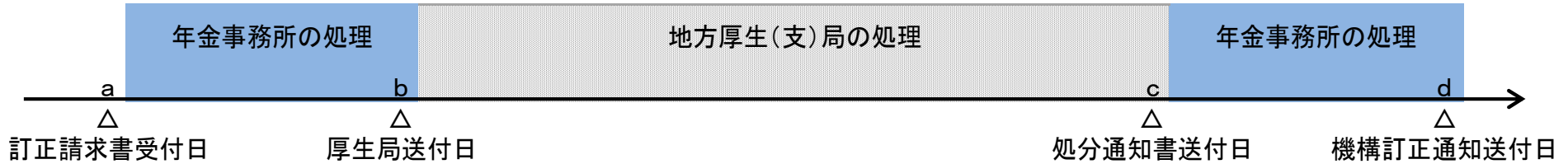
	厚 生 年 金			国民年金	脱退手当金	全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計			
④ 機構処理期間	60.3 日	56.4 日	57.4 日	62.0 日	81.5 日	57.5 日

注 処理期間は、切替事案を除き、平成27年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

# I 訂正請求の受付・処理状況

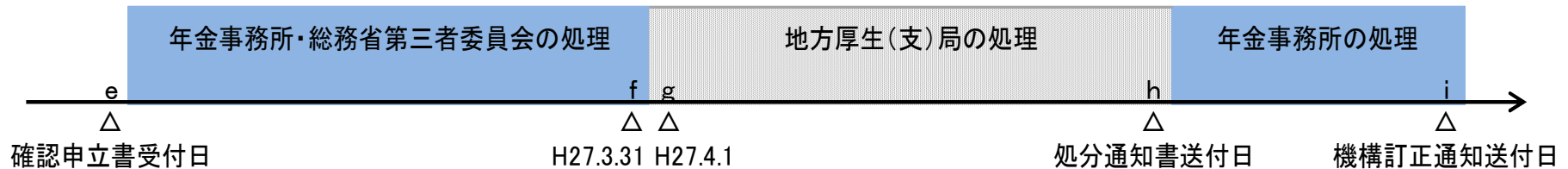
## 6 処理期間の状況

- 各処理期間の定義  
《厚生局処理事案》



- ① 訂正請求処理期間 「ア 機構受付処理期間」と「イ 厚生局処理期間」を合算した期間(上図のaの翌日からcまでの期間)
  - ア 機構受付処理期間 訂正請求書の受付日(a)の翌日から厚生局への送付日(b)までの期間
  - イ 厚生局処理期間 厚生局への送付日(b)の翌日から処分通知書の送付日(c)までの期間
- ② 機構訂正処理期間 処分通知書の送付日(c)の翌日から機構訂正通知の送付日(d)までの期間

### 《切替事案》



- ③ 訂正決定処理期間 「ウ 確認申立処理期間」と「エ 訂正請求処理期間」を合算した期間(上図のeの翌日からhまでの期間)
  - ウ 確認申立処理期間 総務大臣あての確認申立ての受付日(e)の翌日から平成27年3月31日(f)までの期間
  - エ 訂正請求処理期間 平成27年4月1日(g)から処分通知書の送付日(h)までの期間

### 《機構処理事案》

- ④ 機構処理期間 訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

## II 請求内容・処分の状況

### 1 請求者等の状況

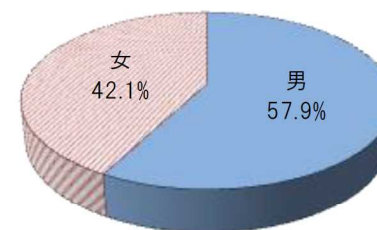
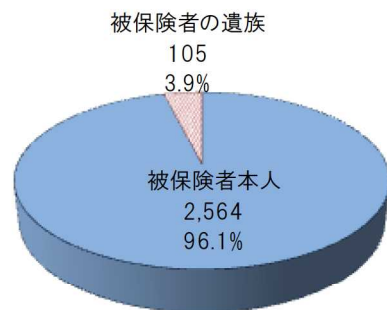
#### (1) 請求者区分別・被保険者性別別

	請求者区分別								
	被保険者本人			被保険者の遺族			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
厚生年金	1,248	574	1,822	80	10	90	1,328	584	1,912
（個別請求）	1,085	516	1,601	77	10	87	1,162	526	1,688
（一括請求）	163	58	221	3	0	3	166	58	224
国民年金	288	392	680	10	3	13	298	395	693
脱退手当金	3	59	62	0	2	2	3	61	64
合計	1,539	1,025	2,564	90	15	105	1,629	1,040	2,669

注1 平成27年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 「被保険者の遺族」の性別は、死亡した被保険者の性別である（請求者（遺族）の性別ではない。）。

#### 《請求者区分別・被保険者性別別の状況》



#### 【参考】総務大臣あての確認申立てに係る申立人性別の状況

注 「年金記録確認第三者委員会実績報告書」（平成27年5月総務省）より

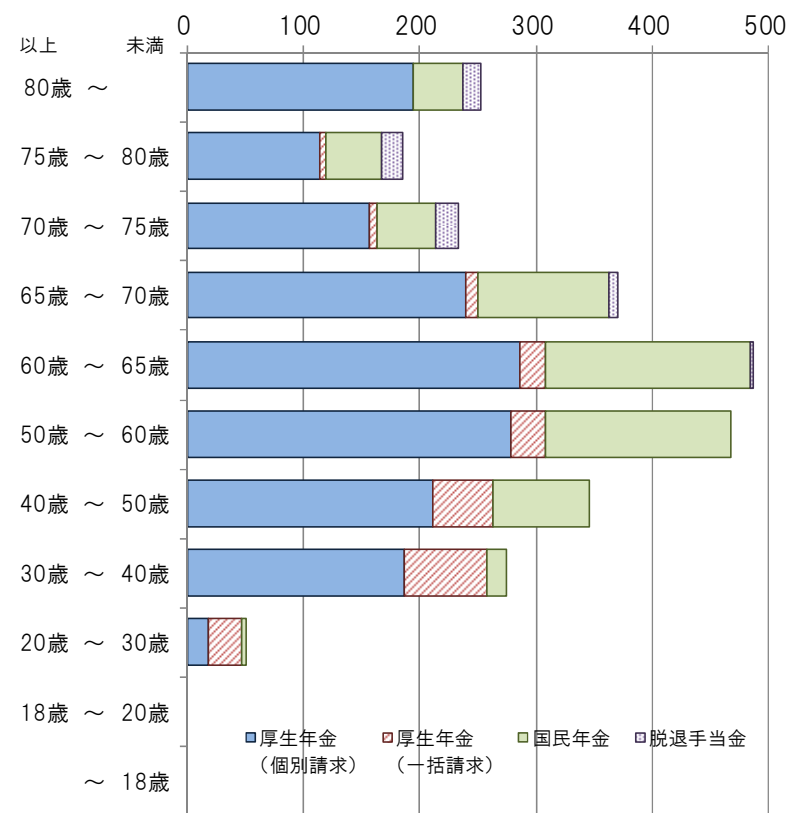
## II 請求内容・処分の状況

### 1 請求者等の状況

#### (2) 被保険者年齢階層別

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計			
以上 未満						
80歳～	194	0	194	43	16	253
75歳～80歳	114	5	119	49	18	186
70歳～75歳	157	6	163	51	20	234
65歳～70歳	240	10	250	113	7	370
60歳～65歳	286	23	309	175	3	487
50歳～60歳	279	30	309	158	0	467
40歳～50歳	212	51	263	83	0	346
30歳～40歳	187	71	258	17	0	275
20歳～30歳	19	28	47	4	0	51
18歳～20歳	0	0	0	0	0	0
～18歳	0	0	0	0	0	0
合計	1,688	224	1,912	693	64	2,669

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》



注1 平成27年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時時点の年齢である(被保険者が死亡している場合も同じ。)

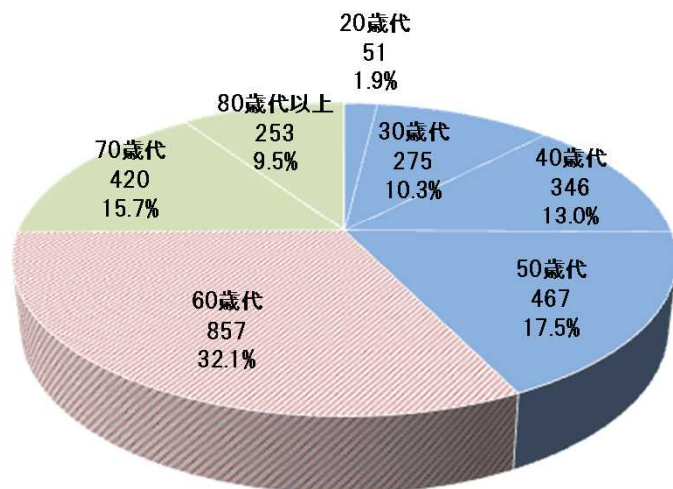


## Ⅱ 請求内容・処分の状況

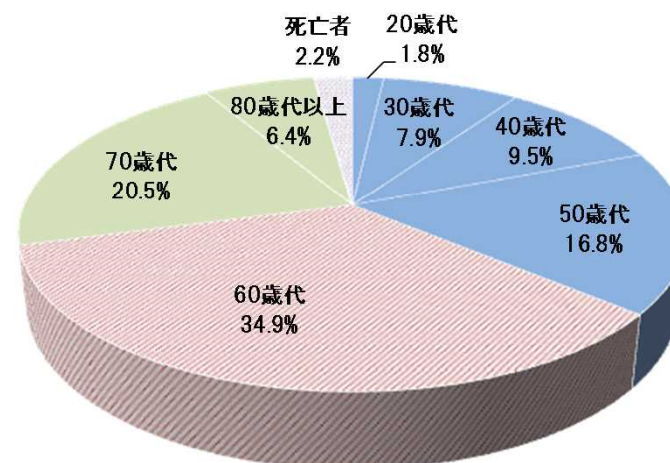
### 1 請求者等の状況

#### (2) 被保険者年齢階層別

《被保険者年齢階層別の状況》



【参考】総務大臣あての確認申立てに係る申立人年齢階層別の状況



- 注1 「年金記録確認第三者委員会実績報告書」(平成27年5月総務省)より  
注2 申立人の年齢は、第三者委員会において申立てを受け付けた時点の年齢である。  
注3 第三者委員会の受付時又はあっせん時に申立人が死亡していることが判明した事案は死亡者に計上している。

## II 請求内容・処分の状況

### 1 請求者等の状況

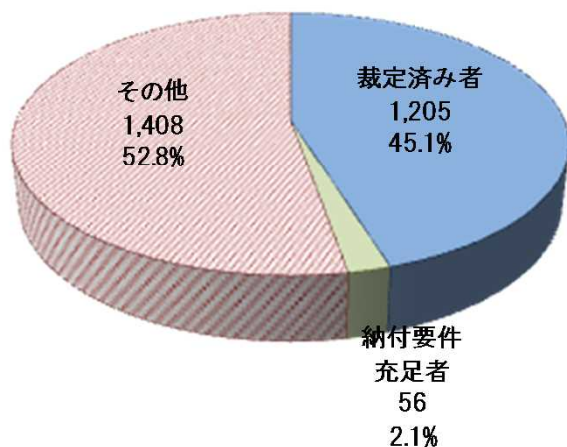
#### (3) 被保険者の区分別

	被 保 険 者 の 区 分			
	裁定済み者	納付要件充足者	その他	合 計
厚生年金	845	29	1,038	1,912
（個別請求）	811	29	848	1,688
（一括請求）	34	0	190	224
国民年金	307	24	362	693
脱退手当金	53	3	8	64
合 計	1,205	56	1,408	2,669

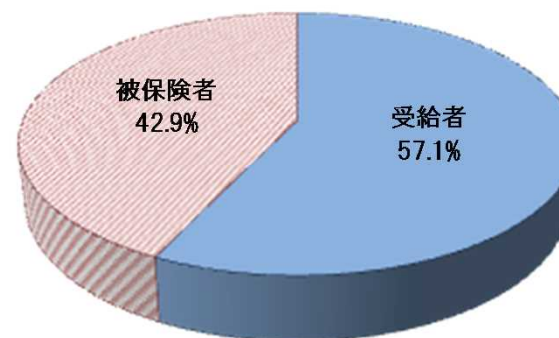
- 裁定済みの者  
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者(年金受給者)
- 納付要件充足者  
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者
- その他  
「裁定済みの者」及び「納付要件充足者」以外の者(現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等)

注 平成27年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

#### 《被保険者の区分別の状況》



#### 【参考】総務大臣あての確認申立てに係る受給者・被保険者の別



注 「年金記録確認第三者委員会実績報告書」(平成27年5月総務省)より

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 1 請求者等の状況

#### (4) 請求者住所地別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
北海道	71	27	1	99 (7)
青森県	13	7	0	20 (27)
岩手県	14	1	0	15 (40)
宮城県	32	25	1	58 (12)
秋田県	14	5	1	20 (27)
山形県	13	7	0	20 (27)
福島県	12	3	1	16 (35)
茨城県	30	19	2	51 (16)
栃木県	22	11	0	33 (19)
群馬県	18	8	1	27 (20)
埼玉県	133	52	2	187 (4)
新潟県	32	9	0	41 (18)
山梨県	14	7	1	22 (24)
長野県	37	9	1	47 (17)
千葉県	157	57	3	217 (3)
東京都	276	106	7	389 (1)
神奈川県	184	71	6	261 (2)
富山県	11	6	0	17 (34)
石川県	16	3	0	19 (31)
岐阜県	56	1	0	57 (13)
静岡県	41	11	4	56 (14)
愛知県	119	34	7	160 (6)
三重県	75	9	1	85 (9)
福井県	2	1	0	3 (47)
滋賀県	11	5	0	16 (35)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
京都府	40	25	3	68 (11)
大阪府	119	35	8	162 (5)
兵庫県	61	15	2	78 (10)
奈良県	14	8	1	23 (22)
和歌山県	9	7	0	16 (35)
鳥取県	6	1	0	7 (46)
島根県	5	5	1	11 (42)
岡山県	20	5	0	25 (21)
広島県	45	9	0	54 (15)
山口県	11	6	1	18 (32)
徳島県	7	4	0	11 (42)
香川県	13	2	1	16 (35)
愛媛県	7	2	1	10 (44)
高知県	16	2	0	18 (32)
福岡県	58	28	2	88 (8)
佐賀県	7	1	0	8 (45)
長崎県	13	8	1	22 (24)
熊本県	15	8	0	23 (22)
大分県	7	9	0	16 (35)
宮崎県	9	3	0	12 (41)
鹿児島県	12	6	3	21 (26)
沖縄県	13	7	0	20 (27)
海外居住	2	3	1	6
合 計	1,912	693	64	2,669

注1 平成27年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 ( )内は、合計件数の降順位である。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 2 事案類型・請求期間の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別 ア 厚生年金

訂 正 請 求		
事 案 類 型	請求件数	(割合)
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,587	(47.6%)
② 被保険者期間に係る訂正請求	1,344	(40.3%)
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	395	(11.9%)
④ その他の訂正請求	6	(0.2%)
合 計	3,332	(100.0%)

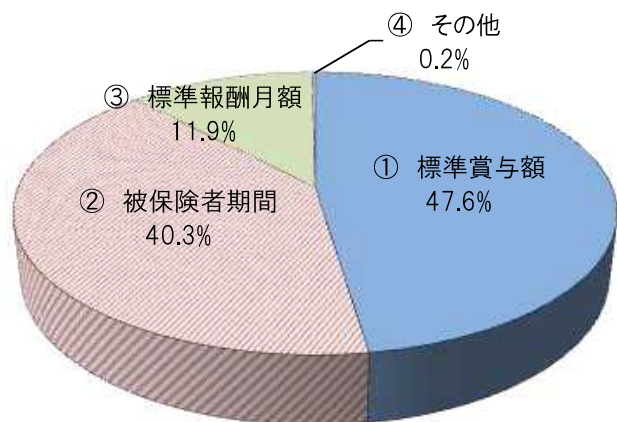
総務大臣あての確認申立て		
事 案 類 型	申立件数	(割合)
① 標準賞与額に係る申立て	72,737	(34.2%)
② 被保険者期間に係る申立て	111,500	(52.4%)
③ 標準報酬月額に係る申立て	28,145	(13.2%)
④ その他の申立て	307	(0.1%)
合 計	212,689	(100.0%)

注1 「訂正請求」の件数は、平成27年度の厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)

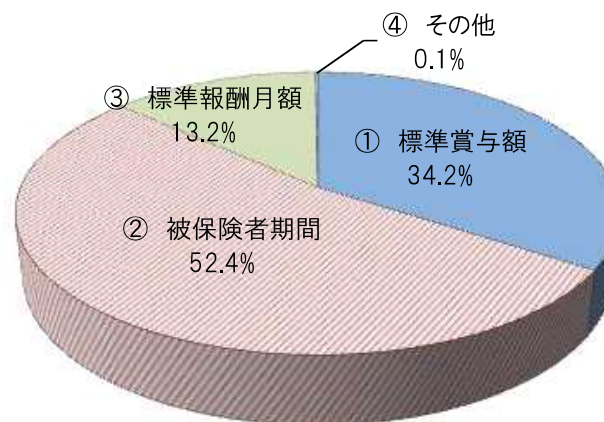
2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 「総務大臣あての確認申立て」の件数は、「年金記録確認第三者委員会実績報告書」(平成27年5月総務省)による。

《厚生年金の事案類型別の状況》



【参考】総務大臣あての確認申立てに係る申立累計別の状況



## II 請求内容・処分の状況

### 2 事案類型・請求期間の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別

##### イ 国民年金

訂 正 請 求	請 求
事 案 類 型	請求件数 (割合)
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	1,125 (91.2%)
⑥ 免除期間に係る訂正請求	94 (7.6%)
⑦ その他の訂正請求	14 (1.1%)
合 計	1,233 (100.0%)

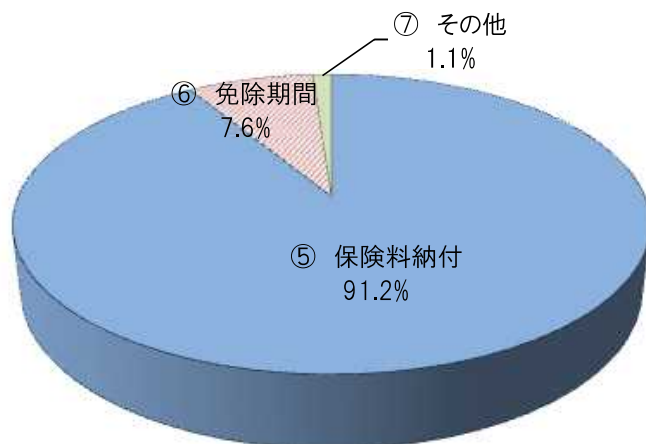
総務大臣あての確認申立て	
事 案 類 型	申立件数 (割合)
⑤ 保険料納付に係る申立て	121,852 (95.5%)
⑥ 免除期間に係る申立て	3,439 (2.7%)
⑦ その他の申立て	2,330 (1.8%)
合 計	127,621 (100.0%)

注1 「訂正請求」は、平成27年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

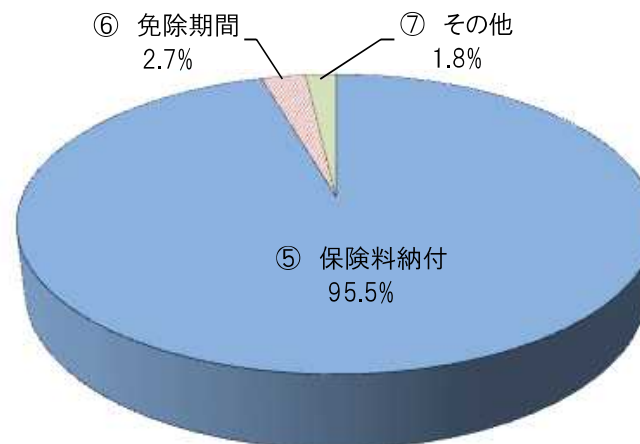
2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 「総務大臣あての確認申立て」の件数は、「年金記録確認第三者委員会実績報告書」(平成27年5月総務省)による。

《国民年金の事案類型別の状況》



【参考】総務大臣あての確認申立てに係る申立累計別の状況



## II 請求内容・処分の状況

### 2 事案類型・請求期間の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別 ウ 脱退手当金

訂 正 請 求		
事 案 類 型	請求件数	(割合)
⑧ 支給記録の全期間訂正	63	(95.5%)
⑨ 支給記録の一部期間訂正	3	(4.5%)
合 計	66	(100.0%)

総務大臣あての確認申立て		
事 案 類 型	申立件数	(割合)
○ 支給記録の期間訂正	13,424	(100.0%)
合 計	13,424	(100.0%)

注1 「訂正請求」は、平成27年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 「総務大臣あての確認申立て」の件数は、「年金記録確認第三者委員会実績報告書」(平成27年5月総務省)による。

#### • 請求期間の分類(事案類型)の内容

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ① 標準賞与額に係る訂正請求  | 標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの                 |
| ② 被保険者期間に係る訂正請求 | 資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの          |
| ③ 標準報酬月額に係る訂正請求 | 標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの            |
| ④ その他の訂正請求      | 被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの           |
| ⑤ 保険料納付に係る訂正請求  | 国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの          |
| ⑥ 免除期間に係る訂正請求   | 国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの            |
| ⑦ その他の訂正請求      | 第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの              |
| ⑧ 支給記録の全期間訂正    | 脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの  |
| ⑨ 支給記録の一部期間訂正   | 脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの |



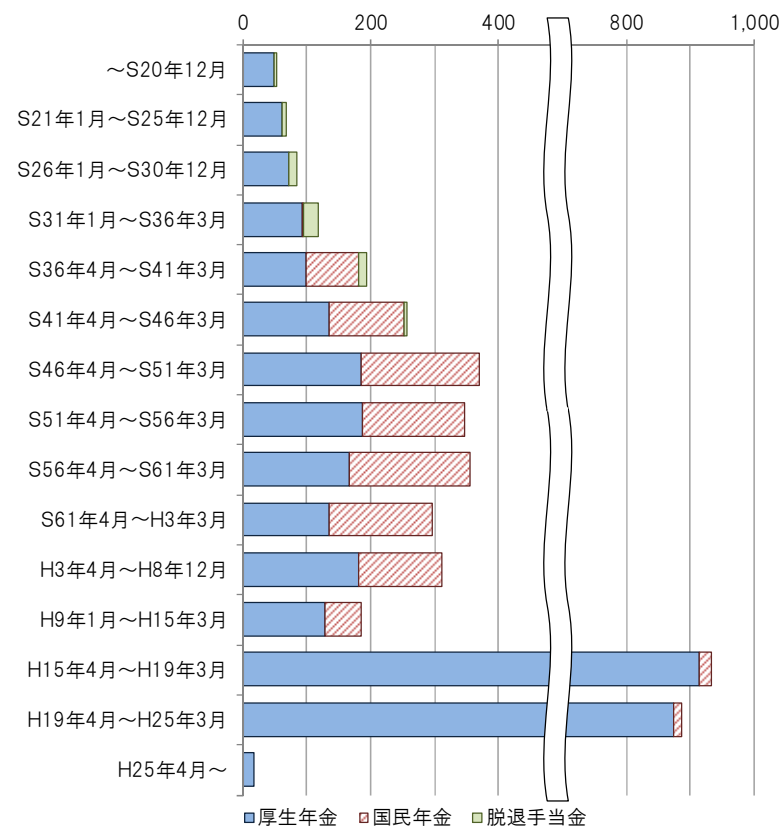
## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 2 事案類型・請求期間の状況

#### (2) 請求期間(時期)別

		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以降	以前				
	～ 昭和16年12月	0	0	0	0
昭和17年1月	～ 昭和20年12月	49	0	5	54
昭和21年1月	～ 昭和25年12月	61	0	7	68
昭和26年1月	～ 昭和30年12月	73	0	12	85
昭和31年1月	～ 昭和36年3月	94	1	23	118
昭和36年4月	～ 昭和41年3月	99	83	13	195
昭和41年4月	～ 昭和46年3月	136	116	6	258
昭和46年4月	～ 昭和51年3月	185	186	0	371
昭和51年4月	～ 昭和56年3月	188	159	0	347
昭和56年4月	～ 昭和61年3月	167	189	0	356
昭和61年4月	～ 平成3年3月	136	161	0	297
平成3年4月	～ 平成8年12月	182	130	0	312
平成9年1月	～ 平成15年3月	130	56	0	186
平成15年4月	～ 平成19年3月	914	19	0	933
平成19年4月	～ 平成25年3月	875	11	0	886
平成25年4月	～	17	0	0	17
不	明	1	0	0	1
合	計	3,307	1,111	66	4,484

《請求期間(時期)別・制度別の請求件数状況》



注1 平成27年度の厚生局処理事案の請求件数である。

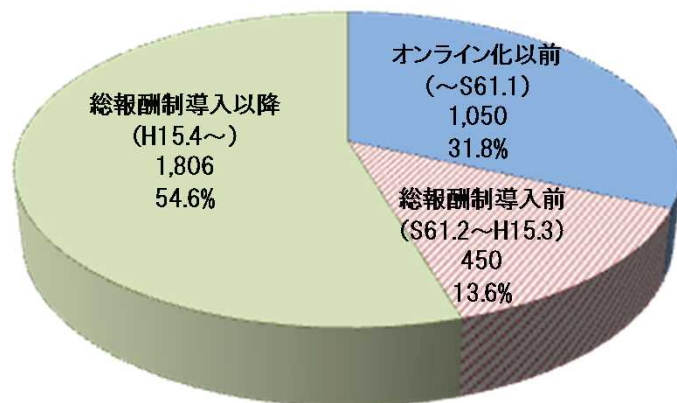
2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による(以下同じ。)

## II 請求内容・処分の状況

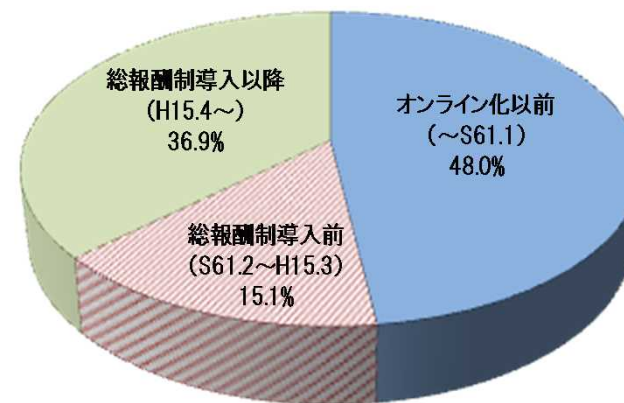
### 2 事案類型・請求期間の状況

#### (2) 請求期間(時期)別

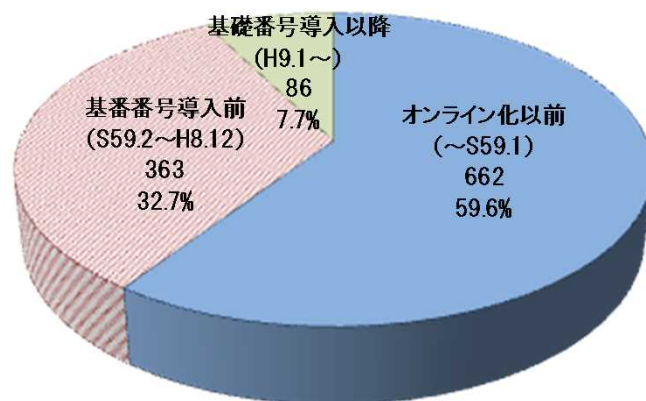
《厚生年金の請求期間(時期)別の状況》



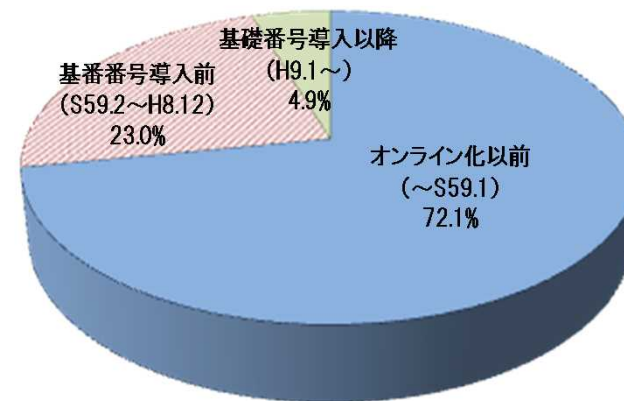
【参考】総務大臣あての確認申立てに係る申立時期別の状況



《国民年金の請求期間(時期)別の状況》



【参考】総務大臣あての確認申立てに係る申立時期別の状況



注 「総務大臣あての確認申立てに係る申立時期別の状況」は、「年金記録確認第三者委員会実績報告書」(平成27年5月総務省)による。

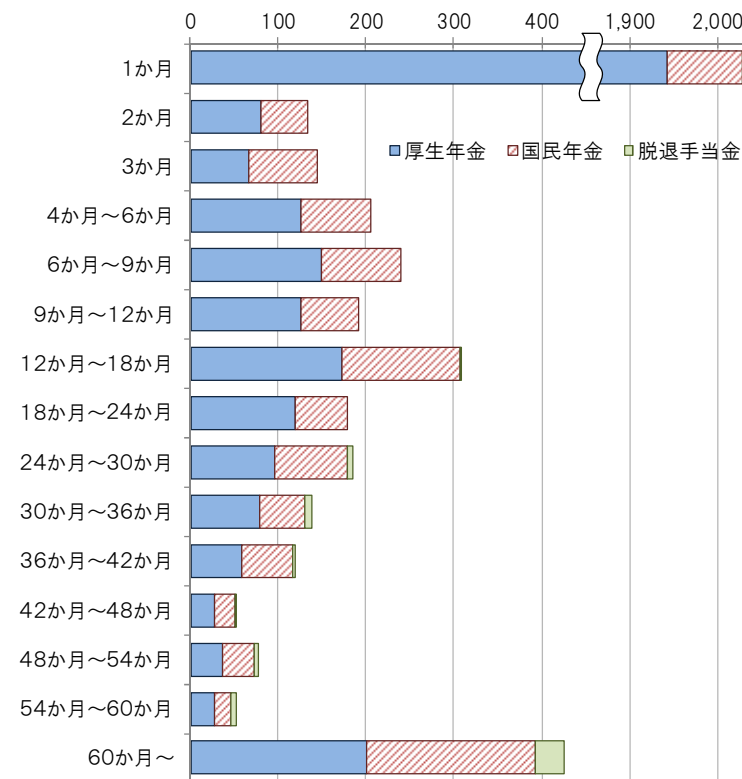
## II 請求内容・処分の状況

### 2 事案類型・請求期間の状況

#### (3) 請求期間(被保険者期間の月数)別

		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以上	未満				
	1か月	1,943	86	1	2,030
	2か月	80	53	0	133
	3か月	67	78	0	145
4か月	～ 6か月	125	81	0	206
6か月	～ 9か月	149	91	0	240
9か月	～ 12か月	125	67	0	192
12か月	～ 18か月	173	134	1	308
18か月	～ 24か月	120	58	0	178
24か月	～ 30か月	96	83	6	185
30か月	～ 36か月	79	52	7	138
36か月	～ 42か月	59	57	4	120
42か月	～ 48か月	28	22	3	53
48か月	～ 54か月	36	37	5	78
54か月	～ 60か月	27	19	6	52
60か月	～	200	193	33	426
合計		3,307	1,111	66	4,484
平均月数		24.9月	31.7月	66.1月	28.5月

《請求期間(被保険者の月数)別・制度別の請求件数状況》



注1 平成27年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 請求期間(被保険者期間の月数)は、請求期間のうち、訂正を求める月数による(以下同じ。)

3 厚生年金事案の請求期間(被保険者期間の月数)「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(1,587件)を含む。

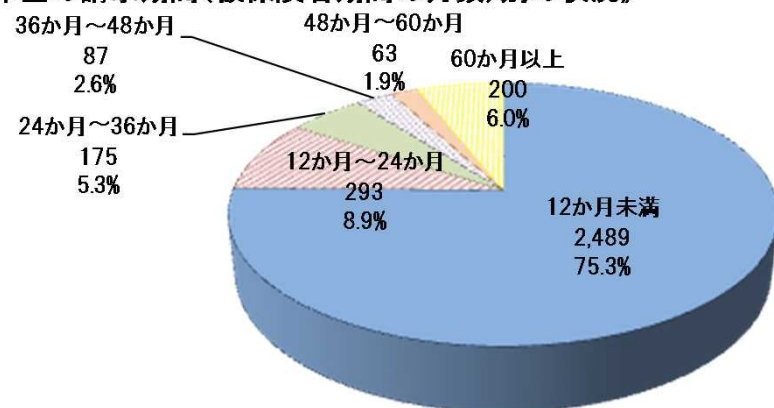
4 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

## II 請求内容・処分の状況

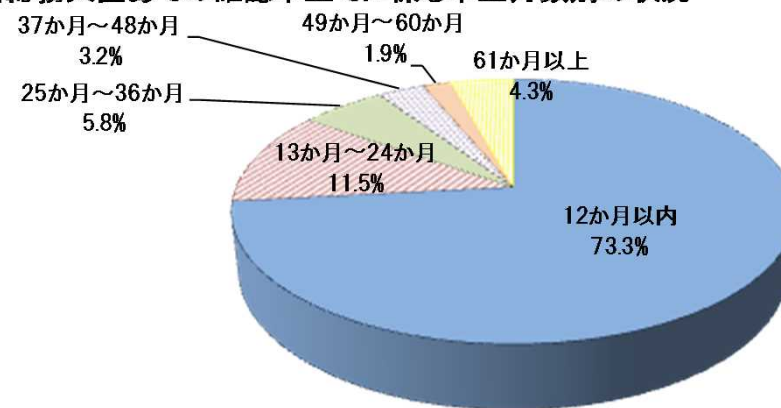
### 2 事案類型・請求期間の状況

#### (3) 請求期間(被保険者期間の月数)別

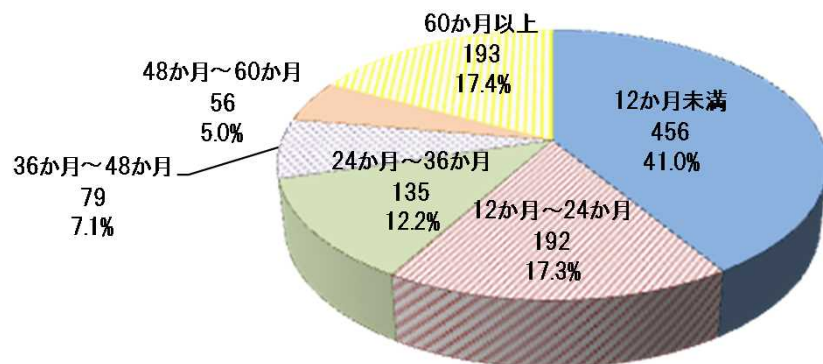
《厚生年金の請求期間(被保険者期間の月数)別の状況》



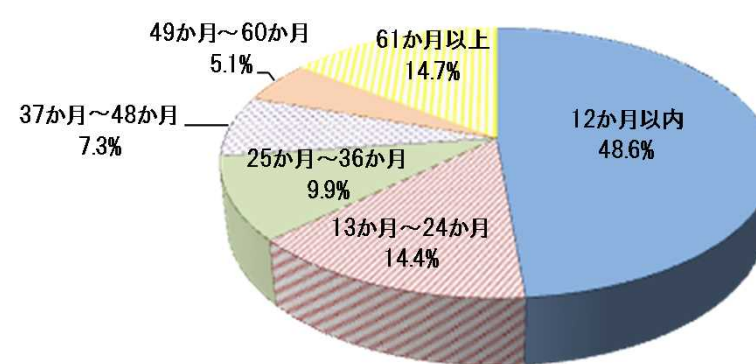
【参考】総務大臣あての確認申立てに係る申立月数別の状況



《国民年金の請求期間(被保険者期間の月数)別の状況》



【参考】総務大臣あての確認申立てに係る申立月数別の状況



注 「総務大臣あての確認申立てに係る申立月数別の状況」は、「年金記録確認第三者委員会実績報告書」(平成27年5月総務省)による。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別 ア 請求件数

	訂 正 決 定			不訂正決定	合 計
	全 期 間	一 部 期 間	計		
厚生年金	1,780	130	1,910	1,422	3,332
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,297	0	1,297	290	1,587
② 被保険者期間に係る訂正請求	342	38	380	964	1,344
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	139	92	231	164	395
④ その他の訂正請求	2	0	2	4	6
国民年金	119	12	131	1,102	1,233
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	110	9	119	1,006	1,125
⑥ 免除期間に係る訂正請求	5	2	7	87	94
⑦ その他の訂正請求	4	1	5	9	14
脱退手当金	4	0	4	62	66
⑧ 支給期間の全期間訂正	4	0	4	59	63
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	0	0	3	3
合 計	1,903	142	2,045	2,586	4,631

注1 平成27年度の厚生局処理事案の請求件数である。

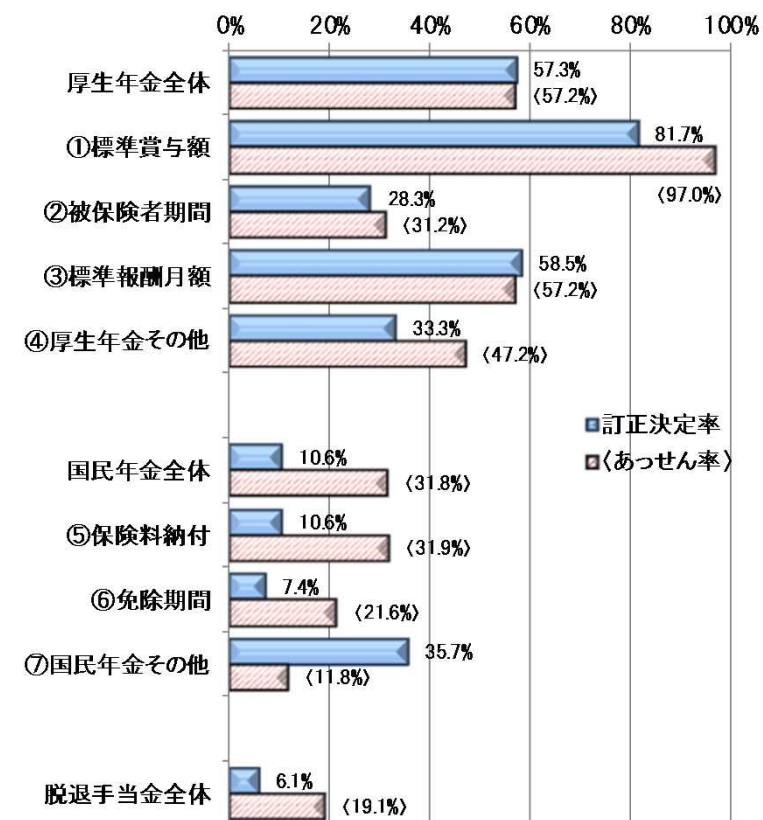
2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 訂正決定率は、各事案類型ごとの請求件数の合計に対する訂正決定(計)の割合である。

5 あっせん率は、「年金記録確認第三者委員会実績報告書」(平成27年5月総務省)による。

《事案類型別の訂正決定率とあっせん率》





## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別

##### イ 訂正月数・不訂正月数

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計 (月数)	総務大臣あての確認申立て	
	訂正月数	平均月数	最大月数	不訂正月数	平均月数	最大月数			
厚生年金	11,530月	6.0月	288月	33,296月	21.5月	307月	44,826月	〔厚生年金全体〕	
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,297月	1.0月	1月	290月	1.0月	1月	1,587月	平均あっせん月数	6.8月
② 被保険者期間に係る訂正請求	1,846月	4.9月	78月	23,296月	23.3月	300月	25,142月	最大あっせん月数	401月
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	8,362月	36.2月	288月	9,533月	37.2月	307月	17,895月		
④ その他の訂正請求	25月	12.5月	17月	177月	44.3月	129月	202月		
国民年金	1,009月	7.7月	60月	40,340月	36.2月	317月	41,349月	〔国民年金全体〕	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	895月	7.5月	60月	36,941月	36.4月	276月	37,836月	平均あっせん月数	16.1月
⑥ 免除期間に係る訂正請求	63月	9.0月	12月	2,989月	33.6月	317月	3,052月	最大あっせん月数	418月
⑦ その他の訂正請求	51月	10.2月	18月	410月	41.0月	171月	461月		
脱退手当金	166月	41.5月	72月	4,196月	67.7月	168月	4,362月	〔脱退手当金全体〕	
⑧ 支給期間の全期間訂正	166月	41.5月	72月	4,006月	67.9月	168月	4,172月	平均あっせん月数	57.1月
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0月	0.0月	0月	190月	63.3月	86月	190月	最大あっせん月数	194月
合 計	12,705月	6.2月	288月	77,832月	28.5月	317月	90,537月		

注1 平成27年度の厚生局処理事案に係る訂正決定又は不訂正決定した月数である。

2 それぞれの月数は、請求期間の一部期間について訂正決定又は不訂正決定した月数を含む。

3 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に月数を計上している。

4 「総務大臣あての確認申立て」欄の各月数は、「年金記録確認第三者委員会実績報告書」(平成27年5月総務省)による。



## II 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

#### (2) 請求期間(時期)別

	厚生年金			国民年金			脱退手当金			合計		
	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以降												
以前												
～ 昭和16年12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和17年1月～ 昭和20年12月	24	25	49	0	0	0	1	4	5	25	29	54
昭和21年1月～ 昭和25年12月	17	44	61	0	0	0	1	6	7	18	50	68
昭和26年1月～ 昭和30年12月	7	66	73	0	0	0	0	12	12	7	78	85
昭和31年1月～ 昭和36年3月	14	80	94	0	1	1	1	22	23	15	103	118
昭和36年4月～ 昭和41年3月	30	70	100	7	76	83	0	13	13	37	159	196
昭和41年4月～ 昭和46年3月	42	94	136	7	109	116	1	5	6	50	208	258
昭和46年4月～ 昭和51年3月	55	130	185	25	161	186	0	0	0	80	291	371
昭和51年4月～ 昭和56年3月	51	137	188	25	134	159	0	0	0	76	271	347
昭和56年4月～ 昭和61年3月	33	134	167	23	166	189	0	0	0	56	300	356
昭和61年4月～ 平成3年3月	42	94	136	19	142	161	0	0	0	61	236	297
平成3年4月～ 平成8年12月	75	107	182	13	117	130	0	0	0	88	224	312
平成9年1月～ 平成15年3月	51	79	130	2	54	56	0	0	0	53	133	186
平成15年4月～ 平成19年3月	696	218	914	1	18	19	0	0	0	697	236	933
平成19年4月～ 平成25年3月	757	118	875	0	11	11	0	0	0	757	129	886
平成25年4月～	10	7	17	0	0	0	0	0	0	10	7	17
合計	1,904	1,403	3,307	122	989	1,111	4	62	66	2,030	2,454	4,484

注1 平成27年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

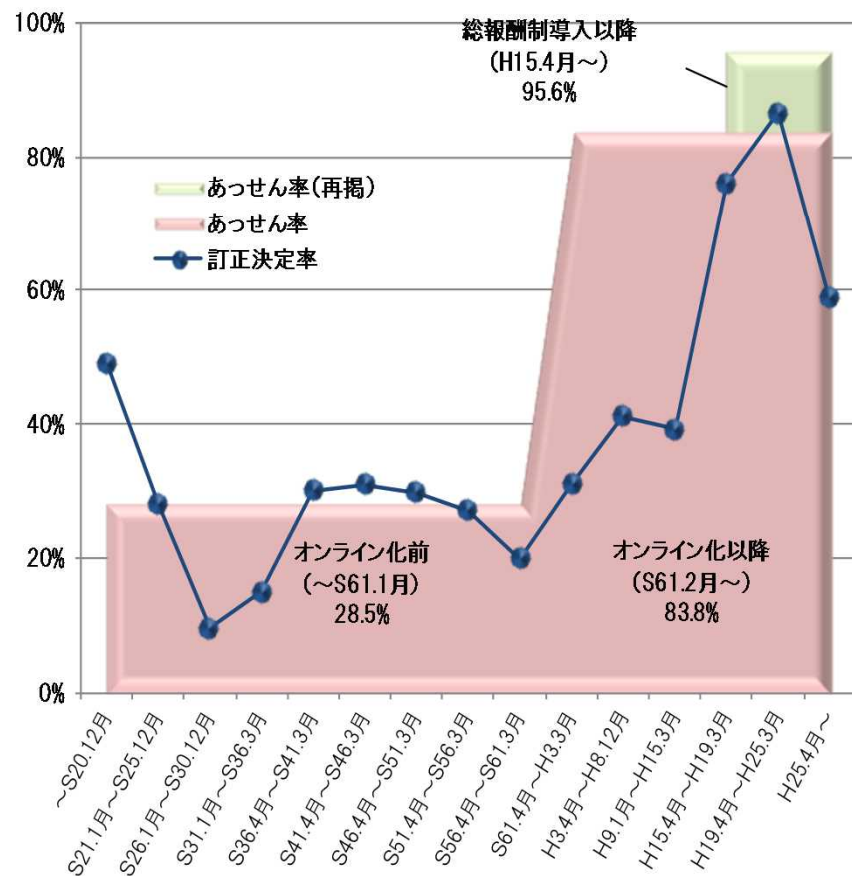
3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

## II 請求内容・処分の状況

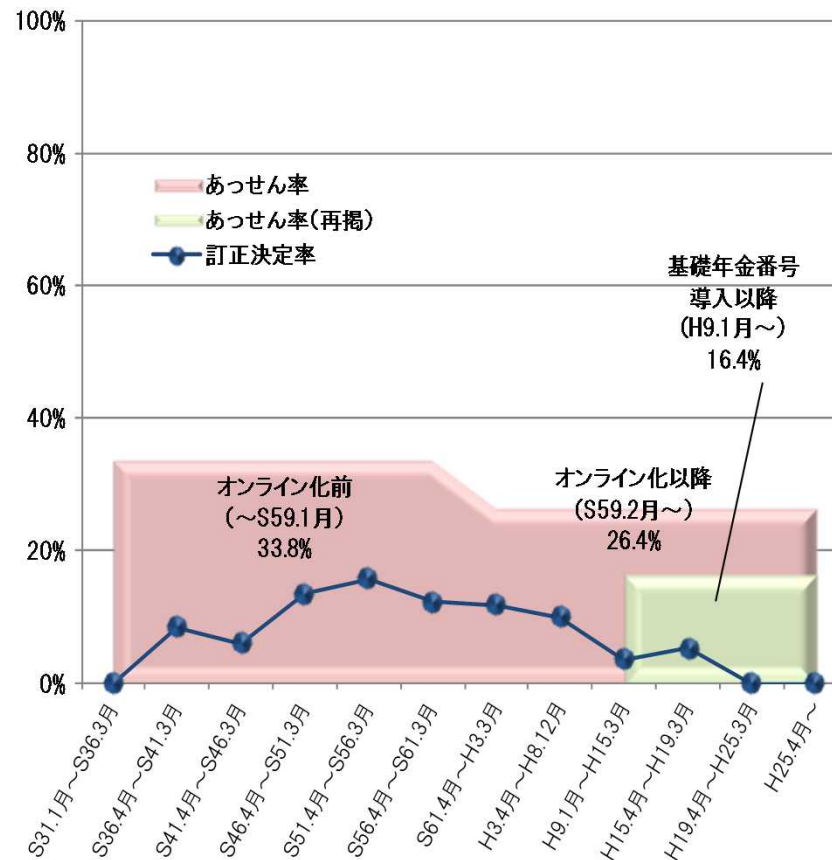
### 3 処分別の状況

#### (2) 請求期間(時期)別

《厚生年金の請求期間(時期)別の訂正決定率とあっせん率》



《国民年金の請求期間(時期)別の訂正決定率とあっせん率》



注1 訂正決定率は、請求期間(時期)ごとの請求件数(計)に対する訂正決定した請求件数の割合である。

注2 あっせん率は、「年金記録確認第三者委員会実績報告書」(平成27年5月総務省)による。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

#### (3) 請求期間(被保険者期間の月数)別

		厚生年金			国民年金			脱退手当金			合計		
		訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以上	未満												
	1か月	1,519	424	1,943	11	75	86	0	1	1	1,530	500	2,030
	2か月	25	55	80	14	39	53	0	0	0	39	94	133
	3か月	19	48	67	22	56	78	0	0	0	41	104	145
4か月	～ 6か月	34	91	125	7	74	81	0	0	0	41	165	206
6か月	～ 9か月	48	101	149	15	76	91	0	0	0	63	177	240
9か月	～ 12か月	35	90	125	15	52	67	0	0	0	50	142	192
12か月	～ 18か月	40	133	173	24	110	134	0	1	1	64	244	308
18か月	～ 24か月	27	93	120	4	54	58	0	0	0	31	147	178
24か月	～ 30か月	27	69	96	4	79	83	1	5	6	32	153	185
30か月	～ 36か月	19	60	79	2	50	52	1	6	7	22	116	138
36か月	～ 42か月	11	48	59	2	55	57	1	3	4	14	106	120
42か月	～ 48か月	9	19	28	0	22	22	0	3	3	9	44	53
48か月	～ 54か月	8	28	36	1	36	37	0	5	5	9	69	78
54か月	～ 60か月	8	19	27	0	19	19	0	6	6	8	44	52
60か月	～	75	125	200	1	192	193	1	32	33	77	349	426
合	計	1,904	1,403	3,307	122	989	1,111	4	62	66	2,030	2,454	4,484
平	均 月 数	23.1月	25.9月	24.9月	9.1月	34.5月	31.7月	41.5月	67.7月	66.1月	20.9月	31.0月	28.5月

注1 平成27年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 厚生年金事案の請求期間(被保険者期間の月数)「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(1,587件)を含む。

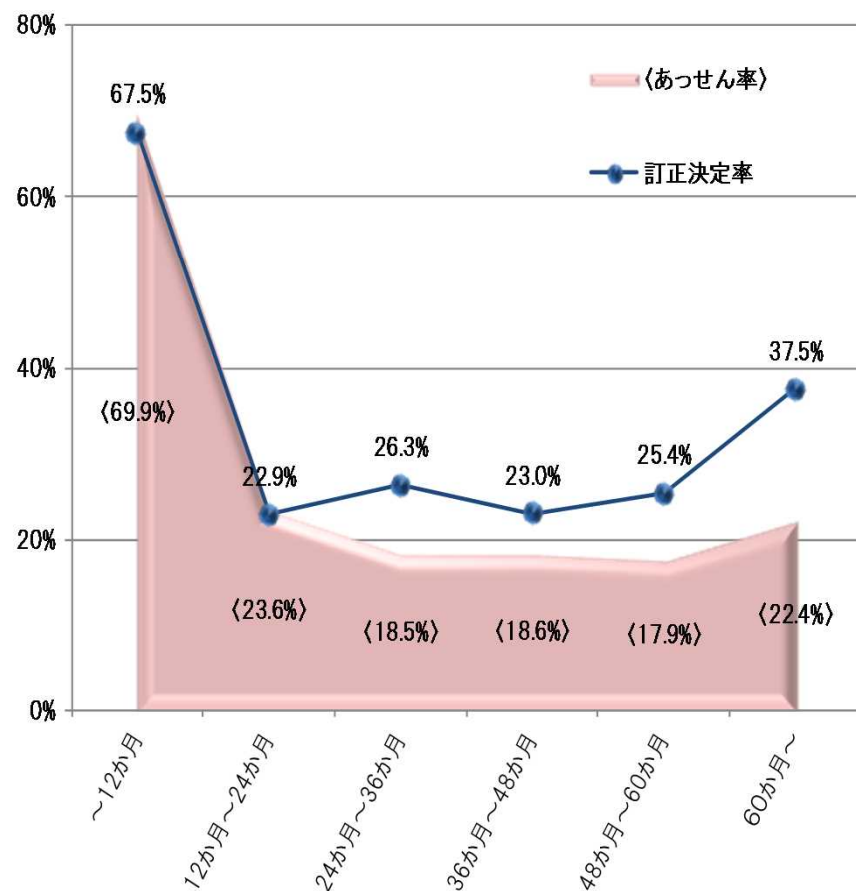
5 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

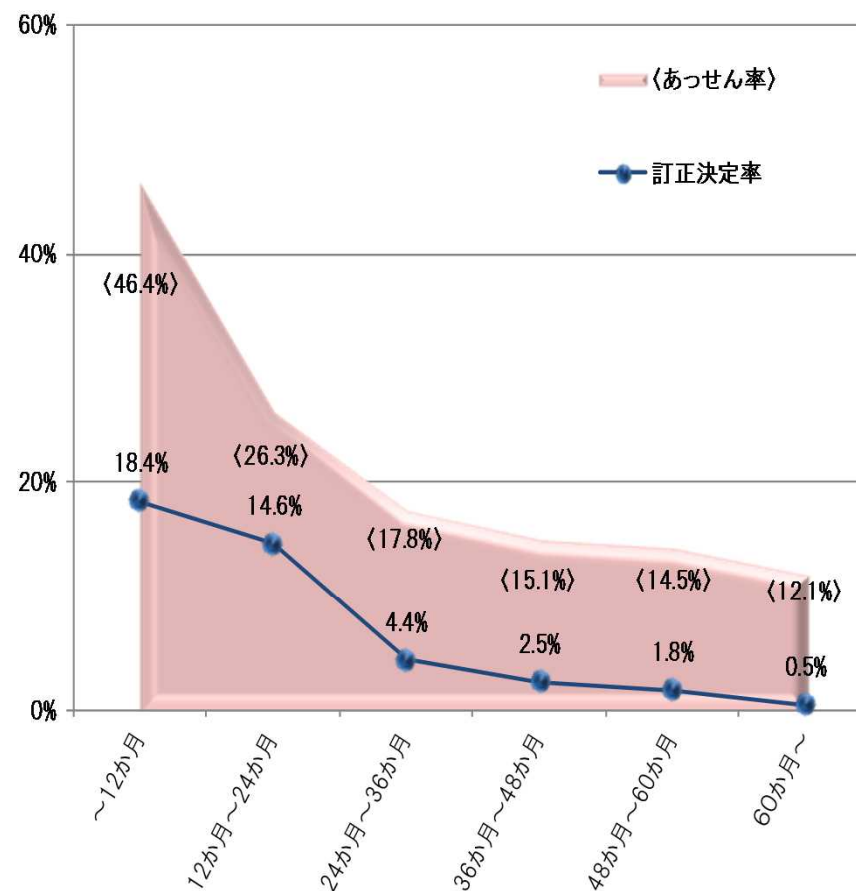
### 3 処分別の状況

#### (3) 請求期間(被保険者期間の月数)別

《厚生年金の請求期間(被保険者の月数)別の訂正決定率とあっせん率》



《国民年金の請求期間(被保険者の月数)別の訂正決定率とあっせん率》



注1 訂正決定率は、請求期間(被保険者期間の月数)ごとの請求件数(計)に対する訂正決定した請求件数の割合である。

2 あっせん率は、「年金記録確認第三者委員会実績報告書」(平成27年5月総務省)による。

## II 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

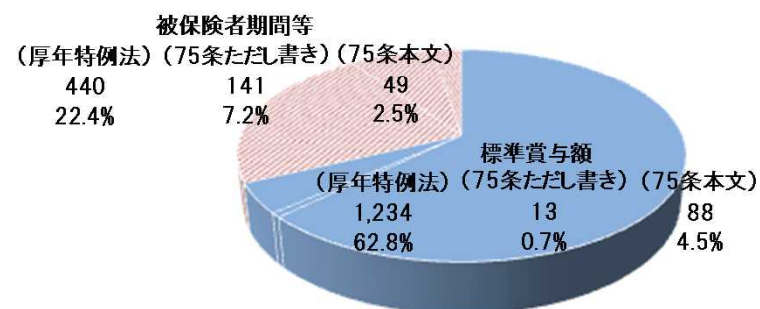
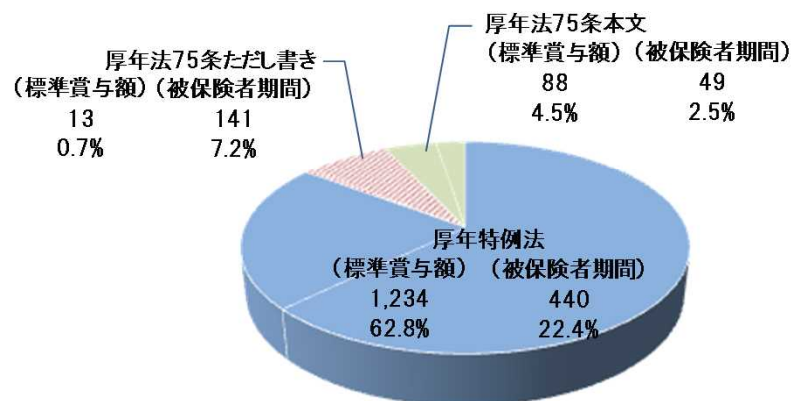
#### (4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	336	104	440	1,234	0	1,234	1,570	104	1,674
厚年法第75条ただし書き該当	99	42	141	13	0	13	112	42	154
届出あり	99	42	141	13	0	13	112	42	154
保険料納付あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚年法第75条本文その他該当	34	15	49	88	0	88	122	15	137
合 計	469	161	630	1,335	0	1,335	1,804	161	1,965

注1 厚生年金事案に係る平成27年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。

2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

#### 《厚生年金適用法別の訂正状況》



## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

#### (4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

- 厚生年金の適用法の内容
  - ① 厚生年金特例法第1条第1項該当  
事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。
  - ② 厚年法第75条ただし書き該当(届出あり)  
請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合に該当する。
  - ③ 厚年法第75条ただし書き該当(保険料納付あり)  
請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、事業主が厚生年金保険料を納付していたと判断できる場合に該当する。
  - ④ 厚年法第75条本文その他該当  
①から③までに該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。



## II 請求内容・処分の状況

### 4 関連資料・周辺事情の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計		
	請求件数	積極的事情	消極的事情	請求件数	積極的事情	消極的事情	請求件数	積極的事情	消極的事情
厚生年金	1,910	10,457	4,773	1,422	4,369	6,783	3,332	14,826	11,556
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,297	6,843	3,027	290	963	1,116	1,587	7,806	4,143
② 被保険者期間に係る訂正請求	380	2,386	1,044	964	2,852	4,886	1,344	5,238	5,930
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	231	1,219	696	164	542	764	395	1,761	1,460
④ その他の訂正請求	2	9	6	4	12	17	6	21	23
国民年金	131	623	265	1,102	1,472	5,259	1,233	2,095	5,524
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	119	571	247	1,006	1,391	4,839	1,125	1,962	5,086
⑥ 免除期間に係る訂正請求	7	31	15	87	77	394	94	108	409
⑦ その他の訂正請求	5	21	3	9	4	26	14	25	29
脱退手当金	4	12	10	62	59	302	66	71	312
⑧ 支給期間の全期間訂正	4	12	10	59	56	283	63	68	293
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	0	0	3	3	19	3	3	19
合 計	2,045	11,092	5,048	2,586	5,900	12,344	4,631	16,992	17,392

注1 平成27年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

4 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

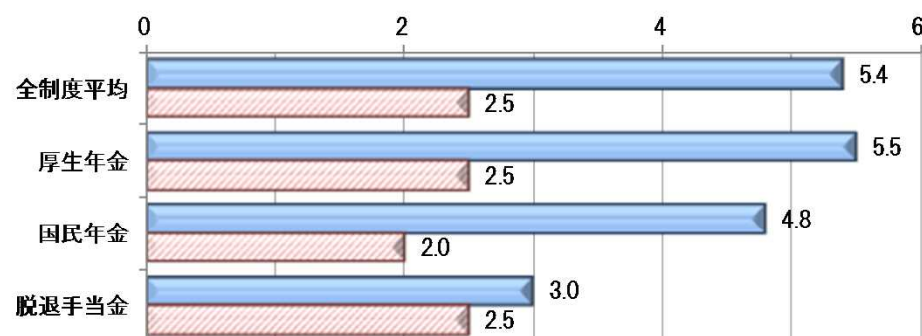
## II 請求内容・処分の状況

### 4 関連資料・周辺事情の状況

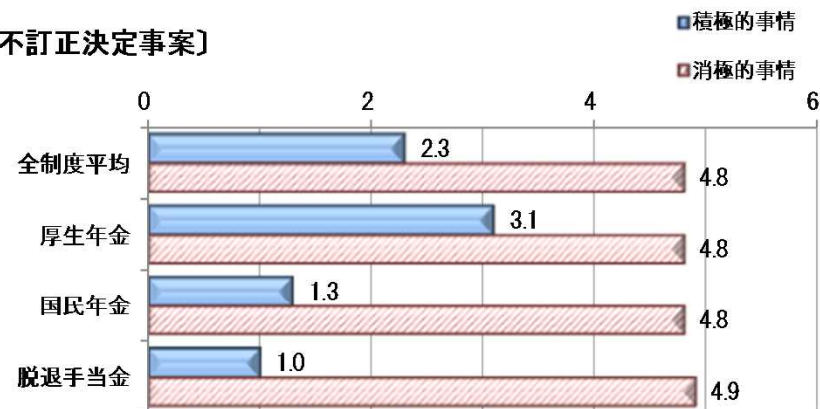
#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

《請求件数一件当たりの事情の収集状況》

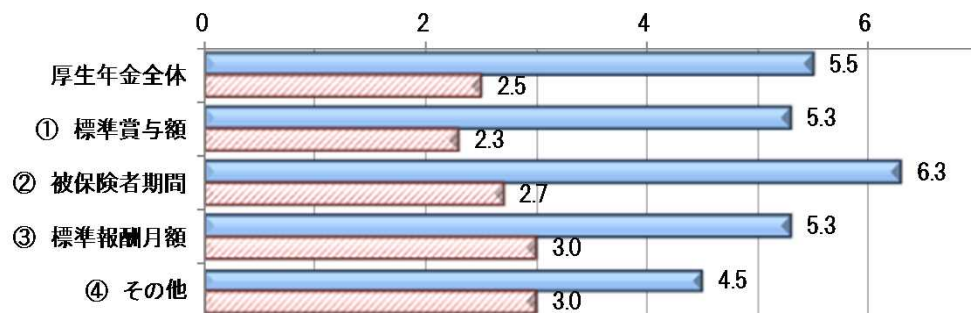
〔訂正決定事案〕



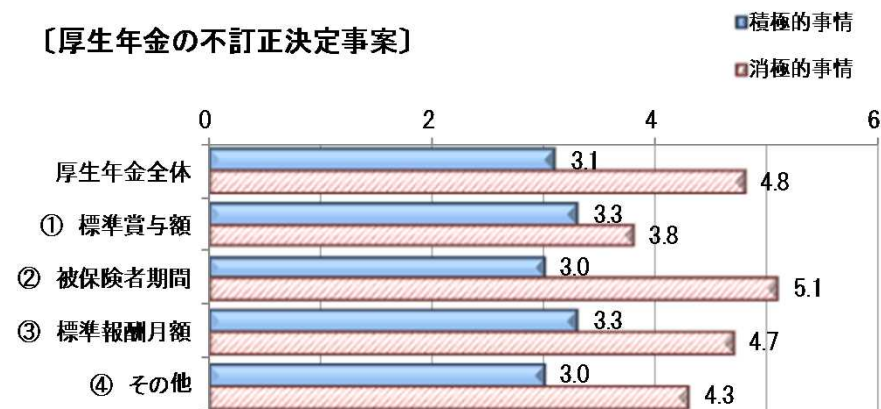
〔不訂正決定事案〕



〔厚生年金の訂正決定事案〕



〔厚生年金の不訂正決定事案〕

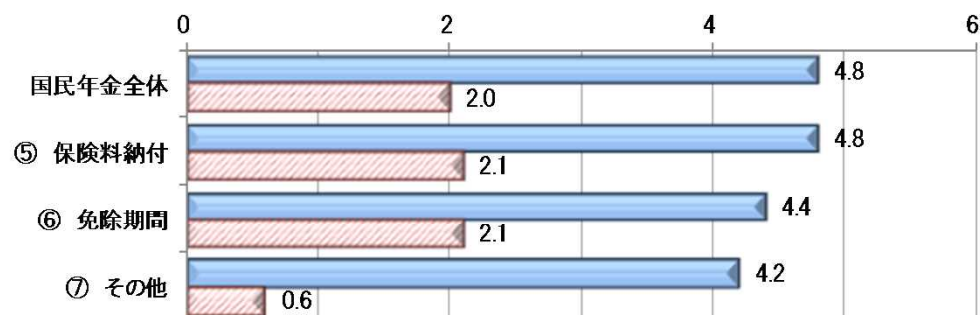


## II 請求内容・処分の状況

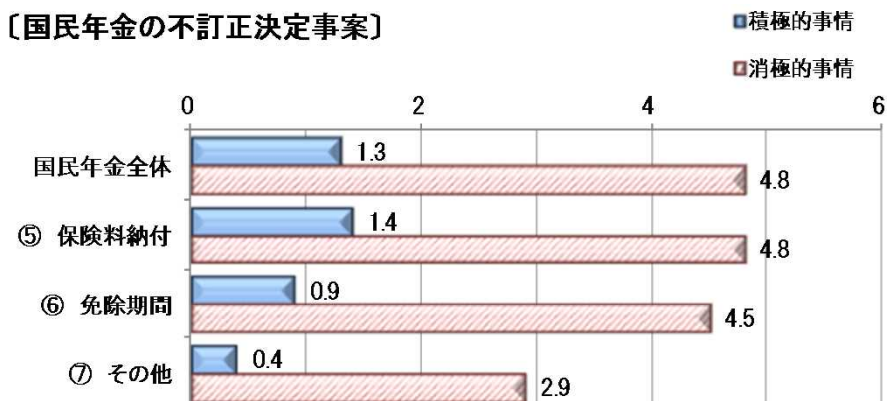
### 4 関連資料・周辺事情の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

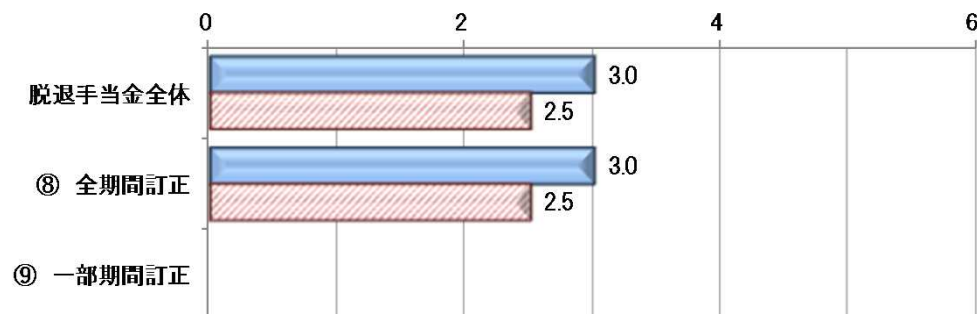
〔国民年金の訂正決定事案〕



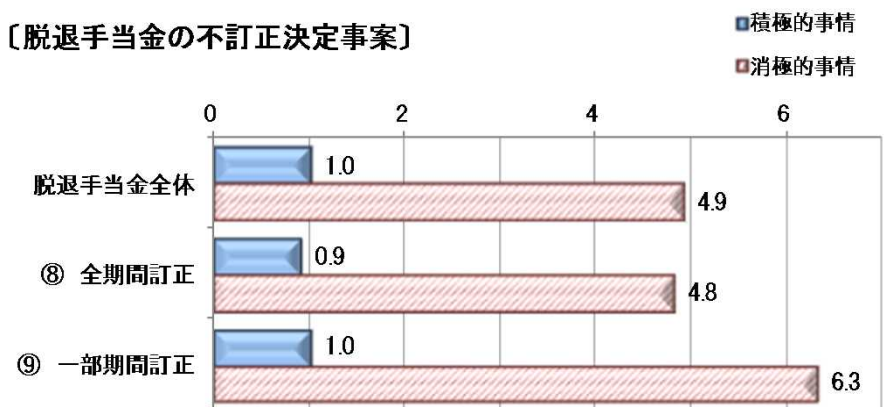
〔国民年金の不訂正決定事案〕



〔脱退手当金の訂正決定事案〕



〔脱退手当金の不訂正決定事案〕



## II 請求内容・処分の状況

### 4 関連資料・周辺事情の状況

#### (2) 主な積極的事情・消極的事情

##### ア 厚生年金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 数	消 極 的 事 情	事 情 の 数	
① 標準賞与額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	1,292 (99.6%)	関連資料及び周辺事情がない	208 (71.7%)	訂正決定
	商業登記簿謄本等	638 (49.2%)	代表取締役・事業主陳述・回答	176 (60.7%)	1,297
	雇用保険記録(本人)	611 (47.1%)	預貯金通帳(写)・預金取引明細(本人)	95 (32.8%)	不訂正決定
	代表取締役・事業主陳述・回答	530 (40.9%)	賃金台帳(本人)	79 (27.2%)	290
	預貯金通帳(写)・預金取引明細(本人)	443 (34.2%)	健保組合記録(本人)	79 (27.2%)	
② 被保険者期間	適用事業所の記録・要件あり	313 (82.4%)	関連資料及び周辺事情がない	832 (86.3%)	訂正決定
	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	274 (72.1%)	代表取締役・事業主陳述・回答	535 (55.5%)	380
	雇用保険記録(本人)	228 (60.0%)	上司、従業員陳述・回答	408 (42.3%)	不訂正決定
	代表取締役・事業主陳述・回答	172 (45.3%)	雇用保険記録(本人)	397 (41.2%)	964
	同質性の高い従業員陳述・回答	134 (35.3%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	389 (40.4%)	
③ 標準報酬月額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	230 (99.6%)	関連資料及び周辺事情がない	135 (82.3%)	訂正決定
	給与明細書(本人)	161 (69.7%)	代表取締役・事業主陳述・回答	79 (48.2%)	231
	商業登記簿謄本等	115 (49.8%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	58 (35.4%)	不訂正決定
	代表取締役・事業主陳述・回答	101 (43.7%)	その他の陳述・回答	54 (32.9%)	164
	雇用保険記録(本人)	86 (37.2%)	給与明細書(本人)	37 (22.6%)	

注1 平成27年度の厚生局処理事案に係る事情の件数である。

2 ( )内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情の該当割合である。

## II 請求内容・処分の状況

### 4 関連資料・周辺事情の状況

#### (2) 主な積極的事情・消極的事情

##### イ 国民年金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 数	消 極 的 事 情	事 情 の 数	
⑤ 保険料納付	請求期間が短期間	100 (84.0%)	別番号の払出なし	626 (62.2%)	訂正決定
	請求期間以外に未納なし	49 (41.2%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	434 (43.1%)	119
	請求期間の前後の期間は納付済	46 (38.7%)	請求期間の全部又は一部が時効により納付できない	324 (32.2%)	不訂正決定
	請求期間と同時期に配偶者・同居親族が納付済	42 (35.3%)	請求期間は未加入期間であるため納付できない	273 (27.1%)	1,006
	請求期間の数が少数	40 (33.6%)	主張の矛盾・事実との相違	270 (26.8%)	
⑥ 免除期間	請求期間が短期間	4 (57.1%)	請求期間の数が多数	44 (50.6%)	訂正決定
	請求期間の前後の期間は免除	4 (57.1%)	別番号の払出なし	37 (42.5%)	7
	請求期間以外に未納なし	3 (42.9%)	主張の矛盾・事実との相違	36 (41.4%)	不訂正決定
	世帯の生活状況に大きな変化なし	3 (42.9%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	33 (37.9%)	87
	切替手続等が適正(加入・喪失手続)	2 (28.6%)	請求期間と同時期に配偶者・同居親族は免除記録なし	29 (33.3%)	

##### ウ 脱退手当金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 数	消 極 的 事 情	事 情 の 数	
⑧ 全期間訂正	支給日前に未支給記録あり(別番号)	2 (50.0%)	支給額に計算誤りなし	45 (76.3%)	訂正決定
	おおむね1年程度経過後の支給	1 (25.0%)	資格喪失後6か月以内の支給	39 (66.1%)	4
	当時の同僚の記録(大部分に支給記録なし)	1 (25.0%)	名簿等に「脱」表示あり	38 (64.4%)	不訂正決定
	喪失時に受給権なし	1 (25.0%)	当時の同僚の記録(大部分に支給記録あり)	22 (37.3%)	59
	代理請求がうかがえない事情	1 (25.0%)	請求期間と請求期間後の記号番号が別	13 (22.0%)	

注1 平成27年度の厚生局処理事案に係る事情の件数である。

2 ( )内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情の該当割合である。

## II 請求内容・処分の状況

### 5 日本年金機構段階の訂正状況

#### ○ 日本年金機構段階の訂正処理件数(平成27年度)

訂正処理基準区分	処理件数	(割合)	
厚生年金	3,213	(99.3%)	<100.0%>
① 不適正な遡及処理事案の同僚事案	9	(0.3%)	<0.3%>
② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案	12	(0.4%)	<0.4%>
③ 不適正な遡及訂正処理の可能性がある事案	15	(0.5%)	<0.5%>
④ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第1項該当)	2,632	(81.3%)	<81.9%>
⑤ 転勤に伴う未加入期間がある事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第2項該当)	13	(0.4%)	<0.4%>
⑥ 保険料を控除した事実が明らかな事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第3項該当)	532	(16.4%)	<16.6%>
国民年金	22	(0.7%)	<100.0%>
⑦ 関連資料がある事案	1	(0.03%)	<4.5%>
⑧ 関連資料がない事案	21	(0.6%)	<95.5%>
脱退手当金(⑨)	2	(0.1%)	
合 計	3,237	(100.0%)	

注1 平成27年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。

2 1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。



## II 請求内容・処分の状況

### 5 日本年金機構段階の訂正状況

#### • 訂正処理基準区分の内容

- ① 不適正な遡及処理事案の同僚事案  
訂正決定した事案のうち、事業所全喪日以降に、遡及した標準報酬月額を引き下げ処理又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者と同一事業所に同一時期に勤務していた申立人の申立てであること
- ② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案  
全喪年月日以降に、遡及した標準報酬月額等の記録訂正処理又は遡及した資格喪失年月日の訂正処理が行われている事案であって、不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であること
- ③ 不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案  
不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(※)の全てに該当する事案であること  
※ a 標準報酬月額を引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている  
b 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている  
c 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
- ④ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第1項該当)  
事業主が被保険者が負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
- ⑤ 転勤に伴う未加入期間がある事案(厚生年金特例法施行規則第1条第2項該当)  
転勤に伴う未加入期間が一月であり、事業主が被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合等であって、事業主が、被保険者が負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、特例納付保険料を納付する意志を表示していること
- ⑥ 勤務した事実及び保険料を控除した事実が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第3項該当)  
事業主が被保険者を使用していた事実及び被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
- ⑦ 関連資料がある事案  
国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳、確定申告書(控)、家計簿、納付組織の預かり証等の関係資料に基づき保険料を納付していたものと認定されること
- ⑧ 関連資料がない事案  
関連資料はないものの、未納期間が1年以下であって、申立期間以外に未納がなく、申立期間に引き続く前後の期間が保険料納付済期間であるなど、記録の状態から保険料を納付していたものと認定されること
- ⑨ 脱退手当金  
本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえること、支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間があること

### Ⅲ その他の事業状況

#### 1 地方年金記録訂正審議会

##### (1) 部会の開催状況(平成27年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部会数)	(3)	(4)	(9)	(4)	(8)	(5)	(6)	(7)	(3)	(2)	(6)	(57)
部会開催回数	51	58	163	86	148	106	100	147	60	24	100	1,043
審議件数	122	156	406	209	461	271	408	461	122	58	237	2,911
厚生年金	88	96	276	140	318	189	329	312	93	44	144	2,029
国民年金	33	57	122	66	135	74	66	130	27	12	83	805
脱退手当金	1	3	8	3	8	8	13	19	2	2	10	77

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

##### (2) 口頭意見陳述の実施状況(平成27年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	10	4	14	11	27	5	2	34	0	3	26	136
厚生年金	8	1	6	3	8	2	1	14	0	1	10	54
国民年金	2	3	7	7	19	2	1	18	0	2	12	73
脱退手当金	0	0	1	1	0	1	0	2	0	0	4	9

### Ⅲ その他の事業状況

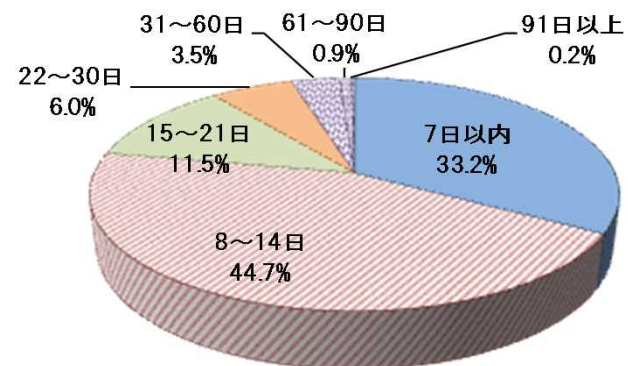
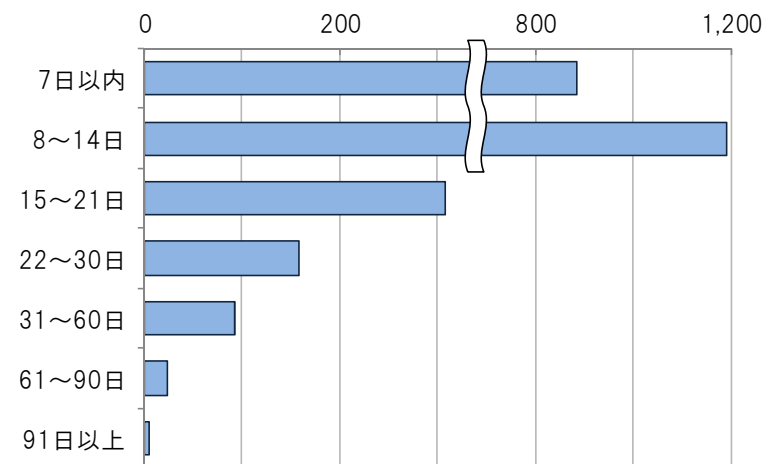
#### 1 地方年金記録訂正審議会

##### (3) 諮問期間の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
7日以内	653	215	18	886
8日～14日	903	259	31	1,193
15日～21日	208	93	7	308
22日～30日	85	69	5	159
31日～60日	46	44	3	93
61日～90日	12	12	0	24
91日以上	5	1	0	6
合計	1,912	693	64	2,669
平均日数	11.6日	14.5日	12.8日	12.4日

注1 平成27年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。  
 注2 諮問期間は、諮問年月日の翌日から答申年月日までの日数である。

《全制度合計・諮問期間階層別の件数》



### Ⅲ その他の事業状況

#### 2 審査請求

	平成27年度			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
受付件数	84	77	15	176
裁決件数	15	13	2	30
容認	0	0	0	0
棄却	15	11	2	28
却下	0	2	0	2
請求取下げ	2	0	0	2
審査中件数	67	64	13	144

#### 【参考】平成28年4月～10月の審査請求の状況

	平成28年4月～10月			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
受付件数	56	28	6	90
裁決件数	36	23	5	64
容認	0	0	0	0
棄却	35	19	5	59
却下	1	4	0	5
請求取下げ	0	1	0	1
審査中件数	87	68	14	169

### Ⅲ その他の事業状況

#### 3 訴訟事件

	原 審				控 訴 審			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
提 訴 ( 控 訴 )	1	2	1	4	-	-	-	-
判 決	0	0	0	0	-	-	-	-
請求棄却	0	0	0	0	-	-	-	-
請求容認	0	0	0	0	-	-	-	-
請求一部容認	0	0	0	0	-	-	-	-
取 下 げ ・ 和 解	0	0	0	0	-	-	-	-
係 争 中	1	2	1	4	-	-	-	-

#### 【参考】平成28年4月～10月の訴訟事件の状況

	原 審				控 訴 審			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
提 訴 ( 控 訴 )	5	1	1	7	-	-	-	-
判 決	1	1	1	3	-	-	-	-
請求棄却	1	1	1	3	-	-	-	-
請求容認	0	0	0	0	-	-	-	-
請求一部容認	0	0	0	0	-	-	-	-
取 下 げ ・ 和 解	0	0	0	0	-	-	-	-
係 争 中	5	2	1	8	-	-	-	-

## IV 事務実施体制

### 1 事務執行体制

処理機関	所管業務	権限の委任等	執行体制
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>原簿の訂正に関する方針(基本方針)並びに基本方針に基づく認定基準、事務取扱等の制定及び変更</li> <li>社会保障審議会年金記録訂正分科会の庶務</li> <li>訂正請求に対する処分に係る審査請求に関する事務</li> </ul>	—	年金局事業管理課に年金記録審査室を設置
地方厚生(支)局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求に係る調査及び審査、処分に係る諮問、決定処分その他訂正請求に関する事務</li> <li>地方年金記録訂正審議会の庶務</li> </ul>	<p>次の厚生労働大臣の権限を地方厚生(支)局長に委任(厚年法第100条の9第1項及び第2項、国年法第109条の9第1項及び第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求に関して、関係機関等に資料の提供及び報告を求める権限(厚年法施行規則第108条第1項第3号、国年法施行規則第113条第1項第1号)</li> <li>訂正請求に対して決定処分をする権限(厚年法施行令第4条の4の2、国年法施行令第11条の12の2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方厚生(支)局に年金審査課を設置</li> <li>関東信越厚生局に千葉、東京及び神奈川の各年金審査分室を設置</li> </ul>
日本年金機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求を受理するとともに、事業所又は関係機関等から参考資料を収集</li> <li>日本年金機構段階で訂正できる場合に該当するときは、請求者の同意を得て、記録を訂正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求を受理する権限を日本年金機構に委任(厚年法第100条の4第1項第7号の2、国年法第109条の4第1項第4号の2)</li> <li>日本年金機構段階で記録訂正できる旨を基本方針「第4」に規定</li> </ul>	全国の年金事務所(312か所)で訂正請求を受理



## IV 事務実施体制

### 2 諮問機関

諮問機関	所掌事務	諮問機関の読替	体制・構成
社会保障審議会 年金記録訂正分科会	基本方針又は基本方針に基づく認定基準、事務取扱等を定め若しくは変更するとき、厚生労働大臣から諮問を受け、答申する	———	大学教授、弁護士、社会保険労務士、税理士等の民間有識者10名により構成
地方年金記録訂正審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求に対する決定処分をする際、地方厚生(支)局長の諮問を受け、答申する</li> <li>上記の諮問について、事業主が保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付した事実が明らかでない場合に該当するときは、その旨の意見を述べる</li> </ul>	訂正請求の決定処分に係る権限が地方厚生局(支)長に委任された場合は、左記の事務は地方年金記録訂正審議会が行う(厚年法第100条の9第3項、国年法第109条の9第3項、厚生年金特例法第1条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方厚生局(全国7か所)に設置され、弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士等の民間有識者(全国で228名)により構成</li> <li>審議会の下に原則委員4名で構成される部会(全国で57部会)を設置</li> <li>四国厚生支局及び年金審査分室には、当該拠点の専門部会(19部会)を設置</li> </ul>



参考資料1

訂正請求の受付・処理状況(年月別)

件数の区分	切替案	平成27年										平成28年			平成27年度計	累計
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
受付件数	760	463	340	304	529	568	482	566	1,136	585	598	556	726	903	7,293	8,516
厚生年金	570	391	267	220	415	470	410	494	1,069	516	542	497	654	853	6,407	7,368
(個別請求)	482	200	169	164	258	244	238	319	304	306	322	228	337	331	3,220	3,902
(一括請求)	88	191	98	56	157	226	172	175	765	210	220	269	317	522	3,187	3,466
国民年金	169	66	69	78	102	95	65	66	62	64	52	54	68	50	825	1,060
脱退手当金	21	6	4	6	12	3	7	6	5	5	4	5	4	0	61	88
処理件数	—	0	116	96	318	496	322	491	526	752	933	399	498	832	5,779	5,779
厚生年金	—	0	114	90	262	389	272	395	425	676	848	349	434	744	4,998	4,998
(個別請求)	—	0	8	38	181	242	167	232	267	219	282	223	235	333	2,427	2,427
(一括請求)	—	0	106	52	81	147	105	163	158	457	566	126	199	411	2,571	2,571
国民年金	—	0	2	5	53	93	45	86	98	70	78	46	58	81	715	715
脱退手当金	—	0	0	1	3	14	5	10	3	6	7	4	6	7	66	66
地方厚生(支)局で処理	—	—	3	23	189	365	179	309	283	261	304	174	257	322	2,669	2,669
厚生年金	—	—	1	18	134	261	130	216	187	189	221	126	194	235	1,912	1,912
(個別請求)	—	—	1	17	125	197	124	191	181	159	202	116	157	218	1,688	1,688
(一括請求)	—	—	0	1	9	64	6	25	6	30	19	10	37	17	224	224
国民年金	—	—	2	4	52	90	44	84	93	66	76	45	57	80	693	693
脱退手当金	—	—	0	1	3	14	5	9	3	6	7	3	6	7	64	64
日本年金機構で記録訂正	—	0	113	73	129	131	143	182	243	491	629	225	241	510	3,110	3,110
厚生年金	—	0	113	72	128	128	142	179	238	487	627	223	240	509	3,086	3,086
(個別請求)	—	0	7	21	56	45	43	41	86	60	80	107	78	115	739	739
(一括請求)	—	0	106	51	72	83	99	138	152	427	547	116	162	394	2,347	2,347
国民年金	—	0	0	1	1	3	1	2	5	4	2	1	1	1	22	22
脱退手当金	—	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	2
訂正請求の取下げ等	—	1	13	23	36	26	34	40	39	49	37	68	53	77	495	496
厚生年金	—	1	9	16	28	19	21	35	33	36	27	61	47	70	402	403
(個別請求)	—	1	9	14	19	17	21	32	31	36	25	45	34	48	331	332
(一括請求)	—	0	0	2	9	2	0	3	2	0	2	16	13	22	71	71
国民年金	—	0	4	6	7	7	12	4	6	13	9	6	6	7	87	87
脱退手当金	—	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	6	6

注1 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局が処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計(切替事案を含む。)である。

3 累計は、平成27年3月から平成28年3月までの間の各件数の合計(切替事案を含む。)である。

参考資料1

訂正請求の受付・処理状況(年月別)

件数の区分	平成28年										平成29年			平成28年度計	累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
受付件数	390	388	406	340	723	371	338	-	-	-	-	-	2,956	11,472	
厚生年金	339	344	357	294	693	329	312	-	-	-	-	-	2,668	10,036	
(個別請求)	164	162	192	194	197	187	132	-	-	-	-	-	1,228	5,130	
(一括請求)	175	182	165	100	496	142	180	-	-	-	-	-	1,440	4,906	
国民年金	44	41	44	41	28	38	21	-	-	-	-	-	257	1,317	
脱退手当金	7	3	5	5	2	4	5	-	-	-	-	-	31	119	
処理件数	654	396	648	377	410	453	635	-	-	-	-	-	3,573	9,352	
厚生年金	621	350	567	319	374	401	586	-	-	-	-	-	3,218	8,216	
(個別請求)	185	218	276	227	209	230	199	-	-	-	-	-	1,544	3,971	
(一括請求)	436	132	291	92	165	171	387	-	-	-	-	-	1,674	4,245	
国民年金	30	44	76	54	32	50	46	-	-	-	-	-	332	1,047	
脱退手当金	3	2	5	4	4	2	3	-	-	-	-	-	23	89	
地方厚生(支)局で処理	120	205	326	243	181	237	216	-	-	-	-	-	1,528	4,197	
厚生年金	89	165	249	188	146	188	168	-	-	-	-	-	1,193	3,105	
(個別請求)	89	153	219	183	139	159	158	-	-	-	-	-	1,100	2,788	
(一括請求)	0	12	30	5	7	29	10	-	-	-	-	-	93	317	
国民年金	28	38	72	51	31	47	45	-	-	-	-	-	312	1,005	
脱退手当金	3	2	5	4	4	2	3	-	-	-	-	-	23	87	
日本年金機構で記録訂正	534	191	322	134	229	216	419	-	-	-	-	-	2,045	5,155	
厚生年金	532	185	318	131	228	213	418	-	-	-	-	-	2,025	5,111	
(個別請求)	96	65	57	44	70	71	41	-	-	-	-	-	444	1,183	
(一括請求)	436	120	261	87	158	142	377	-	-	-	-	-	1,581	3,928	
国民年金	2	6	4	3	1	3	1	-	-	-	-	-	20	42	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	2	
訂正請求の取下げ等	41	59	66	41	55	52	31	-	-	-	-	-	345	841	
厚生年金	32	49	56	31	54	47	28	-	-	-	-	-	297	700	
(個別請求)	29	39	31	21	27	22	23	-	-	-	-	-	192	524	
(一括請求)	3	10	25	10	27	25	5	-	-	-	-	-	105	176	
国民年金	9	9	10	9	1	5	2	-	-	-	-	-	45	132	
脱退手当金	0	1	0	1	0	0	1	-	-	-	-	-	3	9	

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

3 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局が処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

4 累計は、平成27年3月から平成28年10月までの間の各件数の合計(切替事案を含む。)である。

参考資料2

厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

処分の区分	平成27年										平成28年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
訂正決定	1	12	86	176	77	123	101	102	137	82	129	152	1,178	
厚生年金	1	9	77	162	68	115	82	97	123	76	118	138	1,066	
(個別請求)	1	8	70	98	62	90	76	68	107	68	83	121	852	
(一括請求)	0	1	7	64	6	25	6	29	16	8	35	17	214	
国民年金	0	3	9	13	9	5	19	5	14	6	11	14	108	
脱退手当金	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	4	
全期間訂正	1	10	71	147	52	98	81	88	113	69	110	126	966	
厚生年金	1	8	65	134	45	93	69	86	104	68	103	115	891	
(個別請求)	1	7	58	70	39	68	63	60	88	60	68	98	680	
(一括請求)	0	1	7	64	6	25	6	26	16	8	35	17	211	
国民年金	0	2	6	12	7	2	12	2	9	1	7	11	71	
脱退手当金	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	4	
一部期間訂正	0	2	15	29	25	25	20	14	24	13	19	26	212	
厚生年金	0	1	12	28	23	22	13	11	19	8	15	23	175	
(個別請求)	0	1	12	28	23	22	13	8	19	8	15	23	172	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	
国民年金	0	1	3	1	2	3	7	3	5	5	4	3	37	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不正決定	2	11	102	189	102	185	181	158	164	92	128	169	1,483	
厚生年金	0	9	57	99	62	101	104	92	97	50	76	96	843	
(個別請求)	0	9	55	99	62	101	104	91	94	48	74	96	833	
(一括請求)	0	0	2	0	0	0	0	1	3	2	2	0	10	
国民年金	2	1	42	77	35	78	74	60	60	39	46	66	580	
脱退手当金	0	1	3	13	5	6	3	6	7	3	6	7	60	
請求却下	0	0	1	0	0	1	1	1	3	0	0	1	8	
厚生年金	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	3	
(個別請求)	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	3	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国民年金	0	0	1	0	0	1	0	1	2	0	0	0	5	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	3	23	189	365	179	309	283	261	304	174	257	322	2,669	
厚生年金	1	18	134	261	130	216	187	189	221	126	194	235	1,912	
(個別請求)	1	17	125	197	124	191	181	159	202	116	157	218	1,688	
(一括請求)	0	1	9	64	6	25	6	30	19	10	37	17	224	
国民年金	2	4	52	90	44	84	93	66	76	45	57	80	693	
脱退手当金	0	1	3	14	5	9	3	6	7	3	6	7	64	

注 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数(切替事案を含む。)である。

参考資料2

厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

処分の区分	平成28年										平成29年			平成28年度計	累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
訂正決定	66	108	180	137	110	128	115	-	-	-	-	-	844	2,022	
厚生年金	61	104	171	126	103	121	109	-	-	-	-	-	795	1,861	
(個別請求)	61	92	148	121	96	96	99	-	-	-	-	-	713	1,565	
(一括請求)	0	12	23	5	7	25	10	-	-	-	-	-	82	296	
国民年金	5	3	8	11	7	7	6	-	-	-	-	-	47	155	
脱退手当金	0	1	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	2	6	
全期間訂正	54	88	150	114	91	105	98	-	-	-	-	-	700	1,666	
厚生年金	49	85	145	106	85	99	94	-	-	-	-	-	663	1,554	
(個別請求)	49	73	125	102	78	76	84	-	-	-	-	-	587	1,267	
(一括請求)	0	12	20	4	7	23	10	-	-	-	-	-	76	287	
国民年金	5	2	4	8	6	6	4	-	-	-	-	-	35	106	
脱退手当金	0	1	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	2	6	
一部期間訂正	12	20	30	23	19	23	17	-	-	-	-	-	144	356	
厚生年金	12	19	26	20	18	22	15	-	-	-	-	-	132	307	
(個別請求)	12	19	23	19	18	20	15	-	-	-	-	-	126	298	
(一括請求)	0	0	3	1	0	2	0	-	-	-	-	-	6	9	
国民年金	0	1	4	3	1	1	2	-	-	-	-	-	12	49	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	0	
不訂正決定	54	97	146	106	71	108	101	-	-	-	-	-	683	2,166	
厚生年金	28	61	78	62	43	66	59	-	-	-	-	-	397	1,240	
(個別請求)	28	61	71	62	43	62	59	-	-	-	-	-	386	1,219	
(一括請求)	0	0	7	0	0	4	0	-	-	-	-	-	11	21	
国民年金	23	35	64	40	24	40	39	-	-	-	-	-	265	845	
脱退手当金	3	1	4	4	4	2	3	-	-	-	-	-	21	81	
請求却下	0	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	1	9	
厚生年金	0	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	1	4	
(個別請求)	0	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	1	4	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	0	
国民年金	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	5	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	0	
合計	120	205	326	244	181	236	216	-	-	-	-	-	1,528	4,197	
厚生年金	89	165	249	189	146	187	168	-	-	-	-	-	1,193	3,105	
(個別請求)	89	153	219	184	139	158	158	-	-	-	-	-	1,100	2,788	
(一括請求)	0	12	30	5	7	29	10	-	-	-	-	-	93	317	
国民年金	28	38	72	51	31	47	45	-	-	-	-	-	312	1,005	
脱退手当金	3	2	5	4	4	2	3	-	-	-	-	-	23	87	

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

3 累計は、平成27年4月から平成28年10月までの間の処分件数の合計(切替事案を含む。)である。



## 関 係 条 文

### 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

七の二 第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

### 厚生年金保険法施行令(昭和 29 年政令第 110 号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第四条の四の二 法第二十八条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第二十八条の二第一項(同条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条 に規定する年金事務所をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第二十八条の二第一項 の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

### 厚生年金保険法施行規則(昭和 29 年厚生省令第 37 号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百八条 法第百条の九第一項 の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

三 法第百条の二第二項 の規定による資料の提供の求め(訂正請求に係るものに限る。)並びに同条第五項 の規定による資料の提供の求め及び報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

## 参考資料3

### 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 131 号)

(保険給付等に関する特例等)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の四第三項の規定による諮問に応じた社会保障審議会(同法第百条の九第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、同法第百条の九第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。)の調査審議の結果として、同法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(当該保険料(以下「未納保険料」という。)を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による訂正の請求があった場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。)に該当すると社会保障審議会の意見があった場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という。)に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

### 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

四の二 第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

### 国民年金法施行令(昭和 34 年政令第 184 号)

(地方厚生局長等への権限の委任)



### 参考資料3

第十一条の十二の二 法第十四条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項（同条第二項 において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条 に規定する年金事務所をいう。以下同じ。）を含む。次項において同じ。）の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項 の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

#### 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）

（地方厚生局長等への権限の委任）

第百十三条 法第百九条の九第一項 の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第百八条第一項 の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め（訂正請求に係るものに限る。）